

生物多様性保全活動の促進に関する検討会 (第1回)

日時 平成23年1月19日(水)
13:00~15:30
場所 中央合同庁舎5号館5階
共用第7会議室

次 第

1. 開 会

2. 委員紹介

3. 議 事

- (1) 生物多様性保全活動の促進に関する検討会について
- (2) 地域における生物多様性保全活動について
- (3) 地域連携保全活動の促進に関する基本方針の検討について
- (4) その他

4. 閉 会

<配付資料>

- 資料1：生物多様性保全活動の促進に関する検討会について
- 資料2：生物多様性保全活動促進法の概要
- 資料3：地域における生物多様性保全活動の実態
- 資料4-1：地域における生物多様性保全に関する施策（環境省）
- 資料4-2：地域における生物多様性保全に関する施策（農林水産省）
- 資料4-3：地域における生物多様性保全に関する施策（国土交通省）
- 資料5：地域連携保全活動の促進に関する基本方針の検討方針
- 参考資料1：生物多様性保全活動促進法（条文）
- 参考資料2：生物多様性第10回締約国会議の結果概要
- 参考資料3：生物多様性国家戦略2010（抜粋）

生物多様性保全活動の促進に関する検討会（第1回）
出席者一覧

<検討委員>

石原 博	経団連自然保護協議会・企画部会長
一ノ瀬 友博	慶應義塾大学・准教授
開発 法子	財団法人日本自然保護協会・事務局長
下村 彰男	東京大学大学院・教授
進士 五十八	東京農業大学・名誉教授／日本学術会議・環境学委員長
高橋 生志雄	神奈川県秦野市・副市長
竹田 純一	東京農業大学・学術研究員／里地ネットワーク・事務局長
土屋 俊幸	東京農工大学大学院・教授
浜本 奈鼓	特定非営利活動法人くすの木自然館・専務理事
森本 幸裕	京都大学大学院・教授

（五十音順、敬称略）

<関係機関>

環 境 省

大臣官房審議官		森本 英香
自然環境局総務課	課 長	田中 聡志
自然環境計画課	課 長	星野 一昭
	課長補佐	奥山 正樹
	課長補佐	山下 功
	企画係長	石川 拓哉
国立公園課	課 長	上杉 哲郎

農林水産省

大臣官房環境バイオマス政策課地球環境対策室	室 長	木内 岳志
-----------------------	-----	-------

国土交通省

総合政策局環境政策課 国土環境政策企画官		横田 玲子
都市・地域政策局公園緑地・景観課緑地環境室	室 長	椰野 良明

生物多様性保全活動の促進に関する検討会について

1. 生物多様性保全活動の促進に関する検討会の位置付け

(1) 検討会の背景

1) 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

平成 22 年 12 月 10 日、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号）（以下「生物多様性保全活動促進法」という。）が制定された（法の施行は、平成 23 年秋を予定）。

同法は、地域における生物多様性の保全の必要性〔①地域における生物多様性が深刻な危機に直面していること、②生物多様性は地域の自然的社会的状況に応じて保全されることが重要であること、③生物多様性に関する社会的要請が増大していること（生物多様性基本法の制定、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の開催）〕にかんがみ制定され、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的としている。

昨年 10 月の COP10 では、「新戦略計画（愛知目標）」に加え、「民間参画の推進」や「自治体の取組の強化」について合意されたところであり、同法に基づき各地域において生物多様性保全活動が促進されることによって、これらの達成や推進に寄与することが期待される。

2) 生物多様性保全活動促進法に基づく地域連携保全活動基本方針

生物多様性保全活動促進法第 3 条には、主務大臣（環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）は、地域連携保全活動の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないと規定されている（主務大臣は、同法の施行前においても、地域連携保全活動基本方針を定めることができる）とされている）。

(2) 検討会の目的

生物多様性保全活動の促進に関する検討会（以下「検討会」という。）は、主務大臣が地域連携保全活動基本方針を策定するに当たり、同基本方針に定めるべき事項等に関する検討を行うことを目的とする。

2. 検討会の構成・情報公開等

(1) 構成

検討会は、別添の委員及び関係機関をもって構成し、委員の2分の1以上の出席をもって開催する。

検討会に座長を置き、座長は、検討会の議事を進行し、検討会の運営上必要があると認める場合には、検討会に委員及び関係機関以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができることとする。

(2) 情報公開

検討会は、公開で行い、議事についてはその要旨を公開する。ただし、貴重な動植物の保護やプライバシーの保護など慎重な取扱を必要とする情報については、非公開とする。

(3) 運営・事務

検討会の運営に関する事務は、環境省及び検討会の目的を達成するために環境省が発注した業務を受託した者が行う。

生物多様性保全活動の促進に関する検討会 委員等名簿

<検討委員>

石原 博	経団連自然保護協議会・企画部会長
一ノ瀬 友博	慶應義塾大学・准教授
開発 法子	財団法人日本自然保護協会・事務局長
下村 彰男	東京大学大学院・教授
進士 五十八	東京農業大学・名誉教授／日本学術会議・環境学委員長
高橋 生志雄	神奈川県秦野市・副市長
竹田 純一	東京農業大学・学術研究員／里地ネットワーク・事務局長
土屋 俊幸	東京農工大学大学院・教授
浜本 奈鼓	特定非営利活動法人くすの木自然館・専務理事
広田 純一	岩手大学・教授
森本 幸裕	京都大学大学院・教授

(五十音順、敬称略)

<関係機関>

環境省

農林水産省

国土交通省

生物多様性保全活動促進法の概要

趣旨・背景

◆ 地域における生物多様性が深刻な危機に直面

- ・希少な野生動植物の減少
- ・二次的自然(里地里山など)の手入れ不足
- ・外来種の侵入による生態系の攪乱



◆ 地域の特性に応じた保全活動が必要

- ・自然的・社会的状況は地域によって様々



◆ 社会的要請の拡大

- ・生物多様性基本法の制定(平成20年)
- ・生物多様性条約COP10の開催



制度の概要

◆ 基本方針の策定

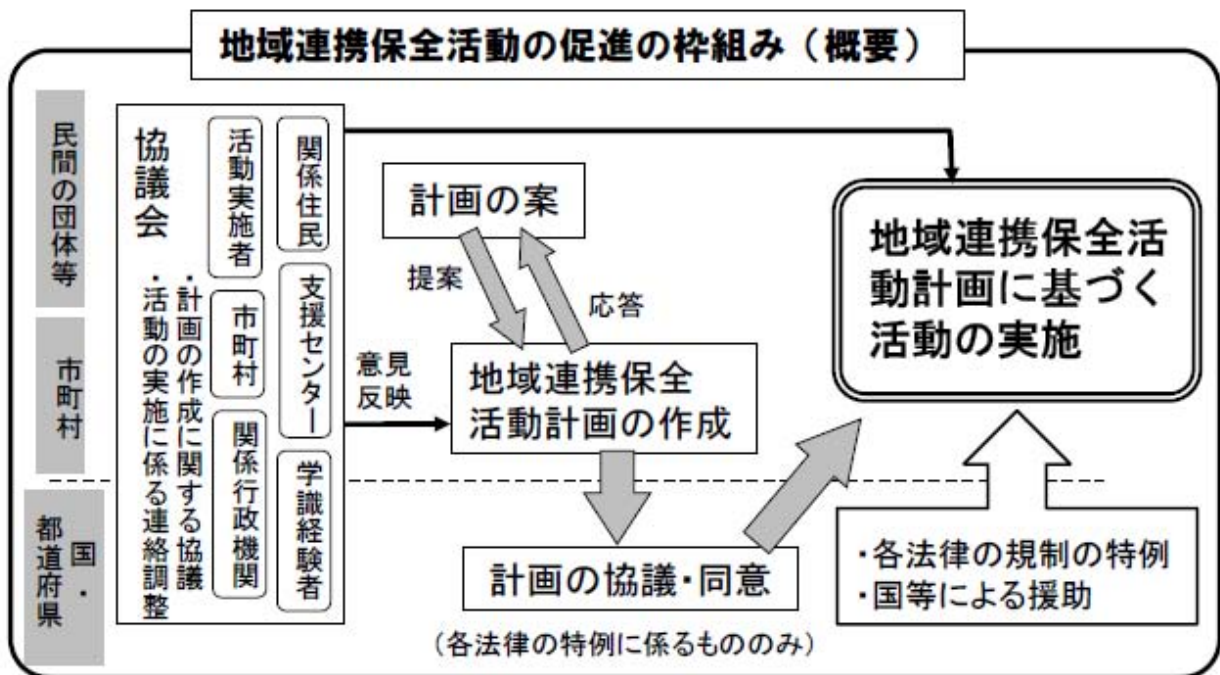
環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣による地域連携保全活動の促進に関する基本方針の策定

◆ 地域連携保全活動の促進の枠組み

- ・市町村による地域連携保全活動計画の作成
- ・NPO等による計画の案の作成についての提案
- ・地域連携保全活動計画の作成や実施に係る

連絡調整を行うための協議会の設置

・地域連携保全活動計画に従って行う活動については、自然公園法、自然環境保全法、種の保存法、鳥獣保護法、森林法及び都市緑地法に基づく一定の許可等を受けなくてもよいとする特例措置（特例の対象となる行為は、参考資料1を参照）
（計画作成段階での環境大臣又は都道府県知事への協議・同意）



地域連携保全活動計画の区域の設定イメージ

〇〇地域連携保全活動計画（A町）

目標：里地里山の維持管理

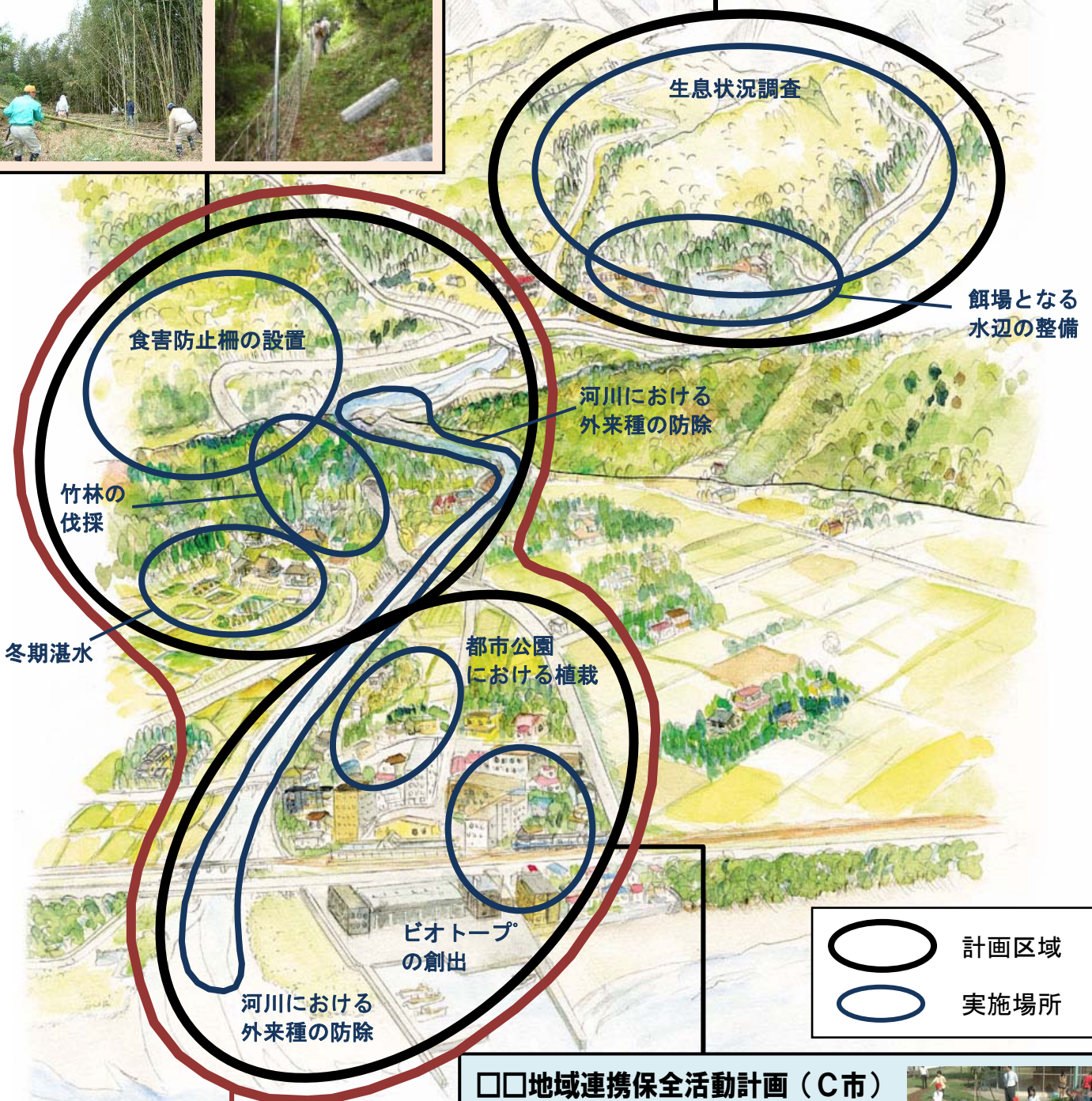
- 活動：
- ・竹林の伐採
 - ・冬期湛水
 - ・シカによる食害防止柵の設置



△△地域連携保全活動計画（B村）

目標：希少種（鳥類）の保護増殖

- 活動：
- ・生息状況調査
 - ・餌場となる水辺の整備



□□地域連携保全活動計画（C市）

目標：都市の生物多様性の保全

- 活動：
- ・ビオトープの創出
 - ・河川における外来種（魚類）の防除
 - ・都市公園における植栽



複数の市町村が共同して作成することもある。

◆ 関係者間のマッチングのための体制の整備

関係者（活動実施者、土地所有者、企業等）間における連携・協力のあっせん、必要な情報の提供・助言を行う拠点としての機能を担う体制を、地方公共団体が整備

◆ 生物多様性保全上重要な土地の保全活動に対する援助

- ・民間主体が行う生物多様性の保全のための土地の取得の促進のための援助
- ・環境大臣が生物多様性保全上重要な土地（国立公園等）を寄附により取得した場合における、当該土地における生物多様性の保全のための意見の聴取

◆ 地域連携保全活動に対する国等の援助

国及び地方公共団体による、地域連携保全活動に対する援助

◆ 所有者不明地に関する施策の検討

土地所有者が判明しないこと等により協力が得られない場合における、生物多様性の保全のための制度の在り方の検討・必要な措置の実施

◆ 施行期日

法律の公布の日（平成22年12月10日）から起算して1年以内（基本方針に係る規定については公布の日）

地域における生物多様性保全活動の実態

1. 背景

平成 22 年 12 月 3 日に成立した「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案」に基づき、今後、我が国全体として地域における生物多様性保全活動を促進していくに当たり、本法案を実効性のあるものにするためには、基本方針が非常に重要である。

基本方針には、生物多様性保全活動を推進するにあたり地域が抱えている課題解決にむけた事項を盛り込んでいく予定だが、そのためには、地域における生物多様性保全活動の実態（地域における生物多様性保全施策の現状や課題、実際に実施されている保全活動）を把握することが欠かせない。

そこで、基本方針の検討をはじめるとあって、全ての地方公共団体（都道府県、市区町村）に対してアンケートを実施するとともに、各種情報収集等により実態把握をおこなった。

2. アンケート調査実施概要

対象 : 全国の市区町村（1750 件）、都道府県（47 件）の計 1797 件

方法 : 郵送

回答期間 : 平成 22 年 11 月 15 日～平成 22 年 11 月 30 日

※ただし、回答期間終了後に返送されたアンケートも集計の対象としている。

回収率 : 60.6%（1089 通） ※平成 23 年 1 月 5 日現在

設問 : ①生物多様性保全についての自治体の体制・施策全般について

②「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案」について

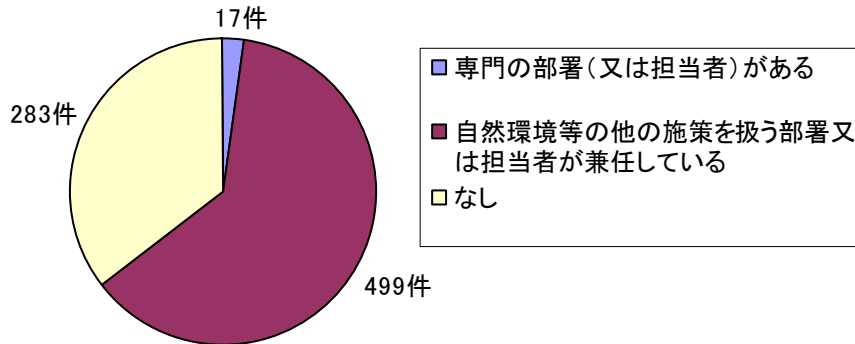
③生物多様性保全の活動事例について

④生物多様性保全に取り組む地域の NPO や市民団体等との連携について

3. アンケート調査結果概要（現在までに集計済 808 件（集計率 74.2%）での値）

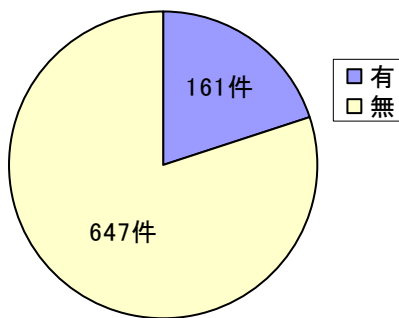
3-1. 生物多様性保全にあたっての地方協公共団体の体制・施策について

1) 生物多様性を扱う部署・担当者 ※有効回答数 799 件

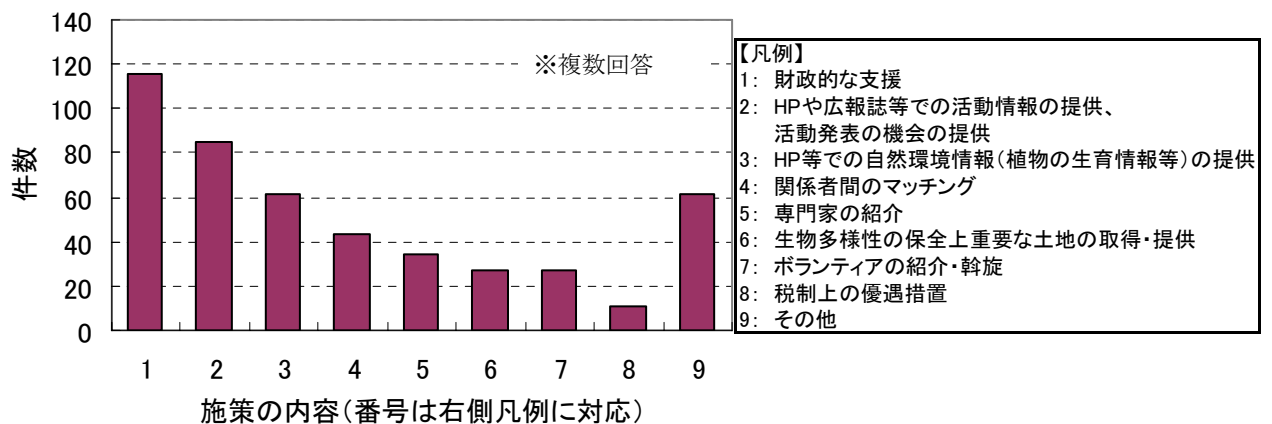


2) 地域における生物多様性保全活動を支援する施策 ※有効回答数 808 件

【施策の有無】



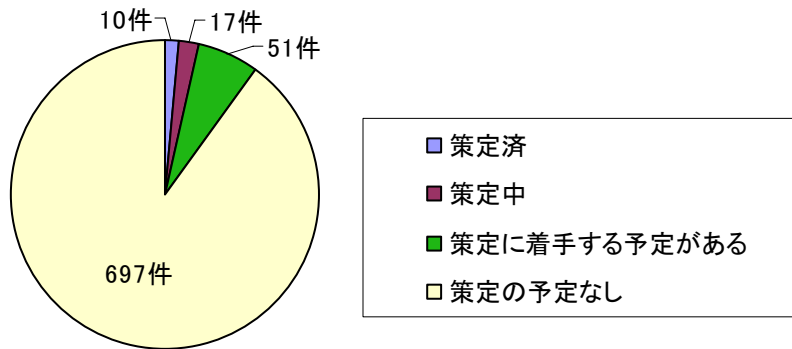
【施策が「有」と回答した自治体の施策の内容】



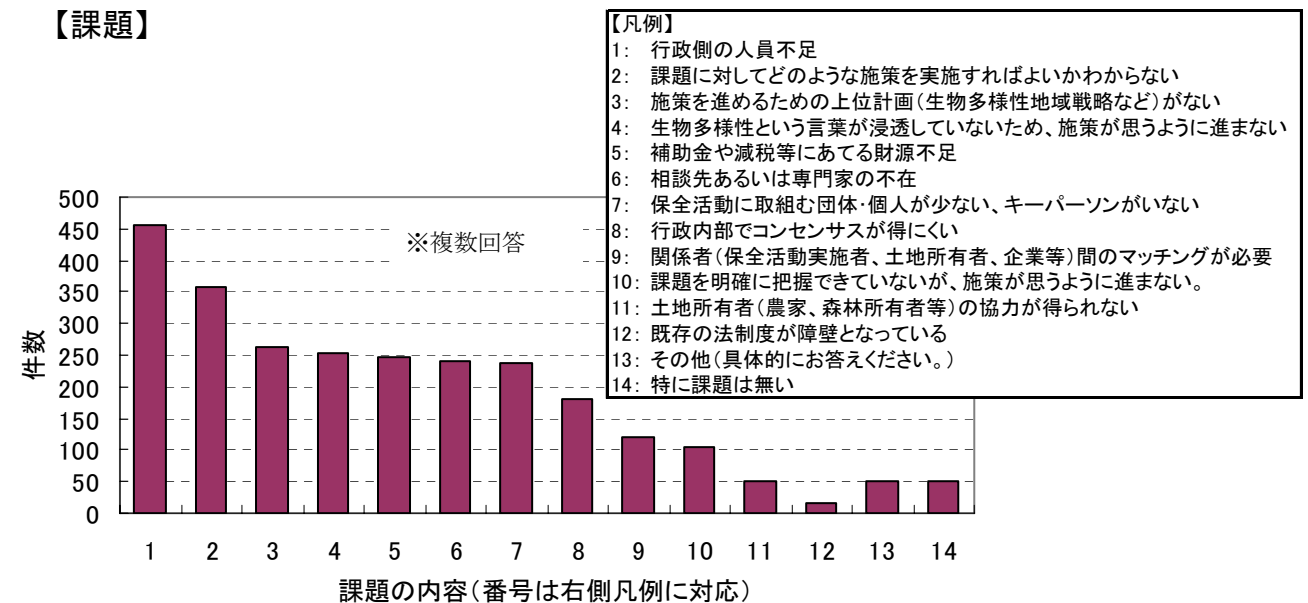
【施策例】

- ◇ 特定の種の保全活動（ブッポウソウ:長野県天龍村、オオムラサキ:埼玉県嵐山町、等）
- ◇ 環境教育・環境学習（岐阜県多治見市、香川県高松市、大阪府寝屋川市、等）
- ◇ 外来種対策（アライグマ:大阪府高槻市、アレチウリ:長野県塩尻市、等）

■ 生物多様性基本法第 13 条に基づく生物多様性地域戦略の策定状況 ※有効回答数 775 件



■ 生物多様性保全の施策を促進するにあたって感じている課題 ※有効回答数 755 件

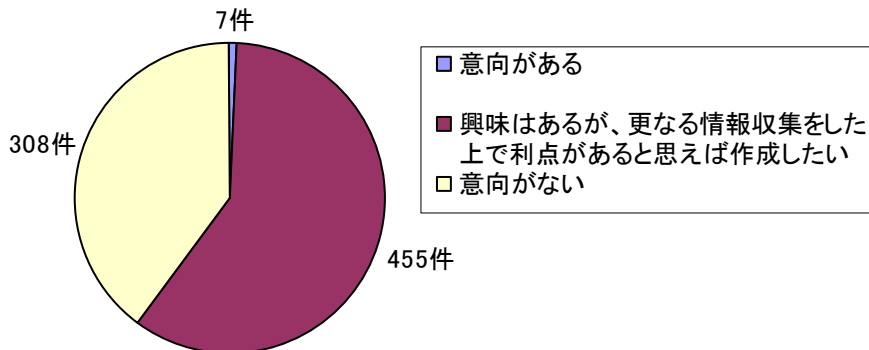


■ 生物多様性保全の取組を促進するにあたっての要望・意見等

- ◇ 厳しい財政状況、限られた人員で取り組むのは難しい。国の支援が必要である。
- ◇ 地域の自然環境の状態が把握できていない。把握するための調査を実施する余裕もない。
- ◇ 生物多様性の重要性が認識されているとはいえない。
- ◇ 都市域での生物多様性保全の重要性がわからない、必要性が感じられない。
- ◇ 産業、開発サイドのと調整が難しい。
- ◇ 単独自治体で施策等を展開するのではなく、環境的につながりのある自治体を含めて広域的な視点から施策を推進する必要がある。
- ◇ わかりやすい形で、生物多様性保全の取組を促進する施策の事例、施策を実施するマニュアル、施策の効果等の情報をいただきたい。
- ◇ 場合によっては、行政界をまたいだ取組が必要である。

3-2. 「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案」について

■地域連携保全活動計画を作成する意向 ※有効回答数 770 件



【「意向がある」と回答した地方自治体の主な意見】

- ◇ 既存の自然環境保全活動に活かしたい。
- ◇ 希少生物の生息地がある。県の重要生息地に指定されているところがある。
- ◇ 地域活性化には、そこに住む住民が“その地域固有の価値”を見いだし、それを内外に発信する取組が重要であり、生物多様性に“その地域固有の価値”を見い出して地域活性化の一つの軸としたい。

【「意向がない」と回答した地方自治体の主な意見】

- ◇ 人材・人員不足、予算不足
- ◇ 計画作成の必要性を感じない。必要性がわからない。(理由：情報不足、生物多様性への関心が低い等)
- ◇ 優先順位が低い。
- ◇ 他の計画や事業で対応する。
- ◇ 市町村レベルで作成するものではない。(特に河川域)

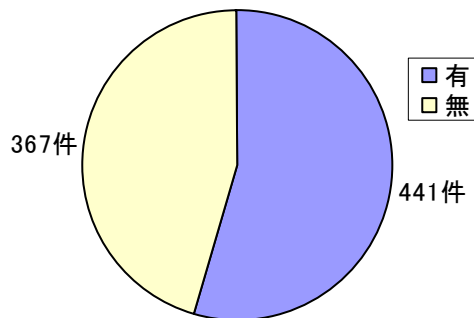
■地域連携保全活動基本方針の策定、地域における保全活動に対する各種支援の内容について要望・意見等

【主な要望・意見】

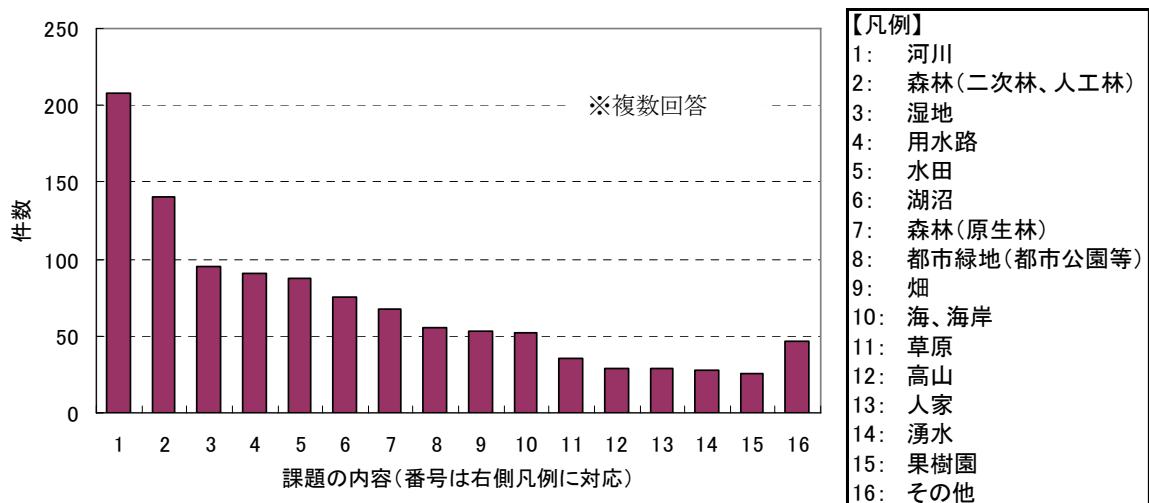
- ◇ 保全活動を継続できる形で（単発的ではない）、金銭面での支援をお願いしたい。
- ◇ 補助金の事務手続きを簡略化していただきたい。
- ◇ 保全活動における専門的な知識や経験の情報提供、相談窓口の設置、専門家の派遣等をお願いしたい。
- ◇ 広域的な保全活動には、都道府県や国も加わっていただきたい。
- ◇ 地権者等との調整がしやすいようにしていただきたい。
- ◇ 支援対象となる保全活動の目的や内容を明確に示していただきたい。

3-3. 自治体の区域内で実施されている生物多様性保全活動事例

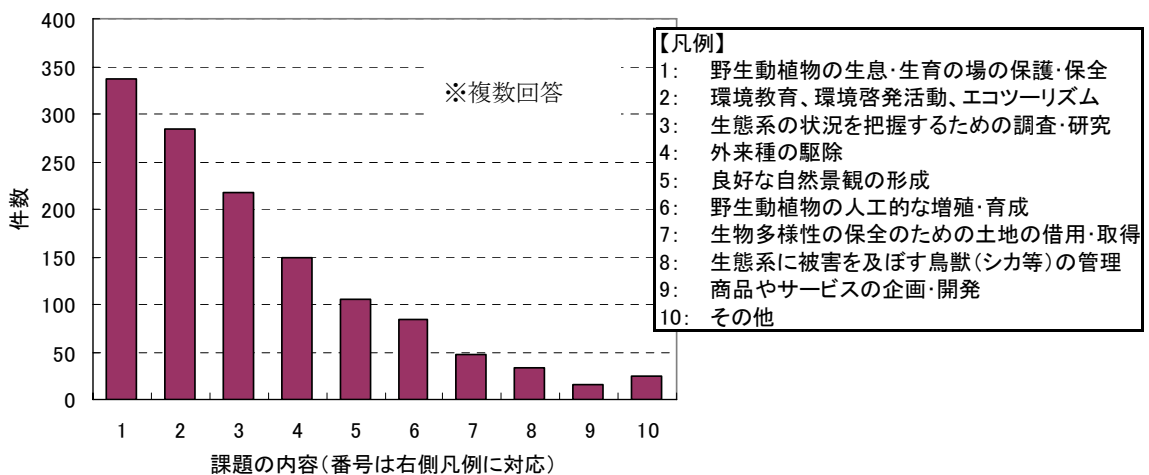
■活動事例の有無 ※有効回答数 808 件



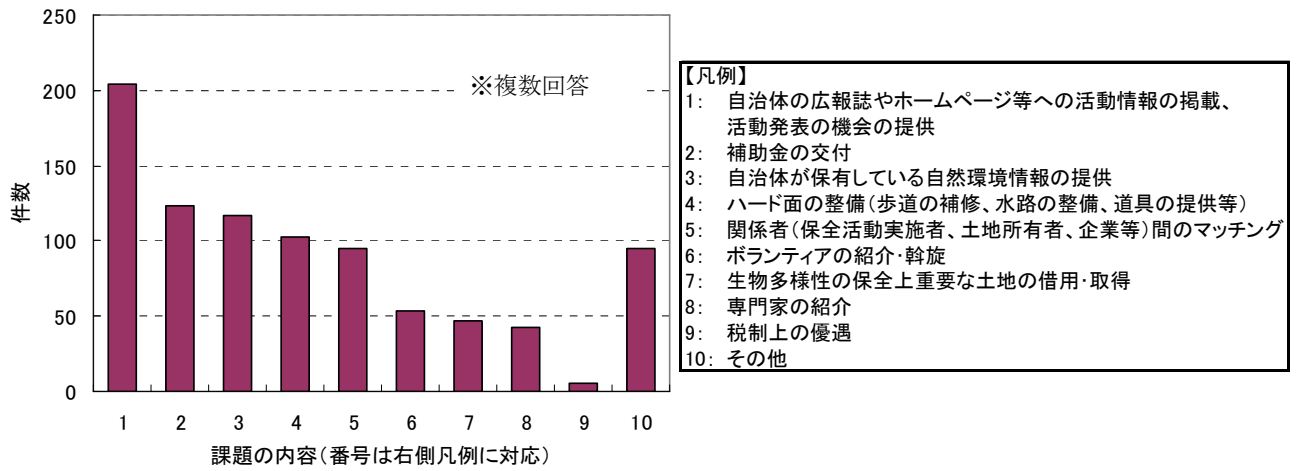
■活動場所の環境 ※有効回答数 594 件（複数の事例を挙げた自治体もある。）



■活動内容 ※有効回答数 594 件



■活動に対しての自治体の支援内容 ※有効回答数 594 件



4. 活動事例の紹介

- (1) 「名古屋ため池生き物いきいき計画事業」(愛知県名古屋市)
- (2) 「里地里山保全再生モデル事業」(神奈川県秦野市)
- (3) 「岡山市身近な生きものの里事業」(岡山県岡山市)
- (4) 「東播磨地域のため池生物多様性保全」(兵庫県東播磨地域)
- (5) 「なごみの里プロジェクト」(熊本県和水町)
- (6) 「蕪栗沼・周辺水田ふゆみずたんぼ」(宮城県大崎市等)
- (7) 「一社一村しずおか運動」(静岡県)

※各事例の詳細は p8～p11

活動事例1 「名古屋ため池生き物いきいき計画事業」 (愛知県名古屋市)

■関係者

行政	名古屋市
NPO、市民団体等	5団体
有識者、教育機関	—
企業等	—
その他	—

■連携組織

「名古屋ため池生物多様性保全協議会」

■活動環境

・湖沼

■取組分野

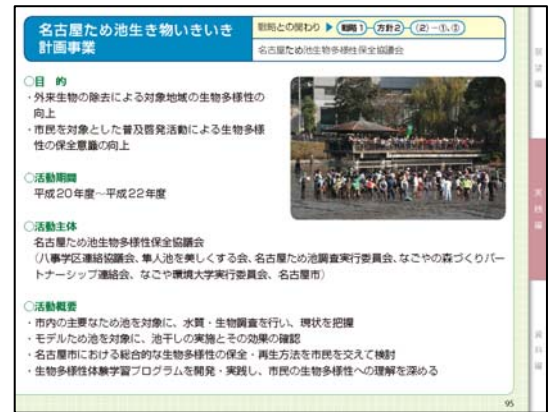
- ・野生動植物の生息・生育の場の保全
- ・外来種の駆除
- ・生態系の状況等を把握するための調査・研究

■取組内容

ため池の生物多様性の保全・再生を目的として、市内の主要なため池において、専門家やなごやため池市民調査員による動植物の調査を実施するとともに、池干しによるブラックバスなどの外来種の防除などを実施し、ため池の生態系の回復を図っている。

■特徴・・・生物多様性地域戦略への位置づけ

「生物多様性2050なごや戦略」の具体的施策の一つに、本事業が位置づけられている。また、名古屋市HPに名古屋ため池生物多様性保全協議会の活動状況を紹介するコーナーが設けられる等、行政も積極的に本活動に関わっている。



生物多様性2050なごや戦略(抜粋)
(平成22年3月、名古屋市)

活動事例2 「里地里山保全再生」 (神奈川県秦野市)

■関係者

行政	秦野市、神奈川県、国土交通省、農林水産省、環境省
NPO、市民団体等	約30団体
有識者、教育機関	東京農業大、中央大
企業等	—
その他	—

■連携組織

なし

■活動環境

- ・森林 (二次林、人工林)
- ・水田
- ・緑地
- ・畑
- ・用水路

■取組分野

- ・野生動植物の生息・生育の場の保全
- ・生態系に被害を及ぼす鳥獣(シカ等)の管理
- ・環境教育、環境啓発活動、エコツーリズム
- ・良好な自然景観の形成
- ・その他(バイオマス利用)

■取組内容

ため池の生物多様性の保全・再生を目的として、市内の主要なため池において、専門家やなごやため池市民調査員による動植物の調査を実施するとともに、池干しによるブラックバスなどの外来種の防除などを実施し、ため池の生態系の回復を図っている。

■特徴・・・里地里山保全再生モデル事業内容の継続

平成16～20年度に環境省が実施した「里地里山保全再生モデル事業」の事業実施地域の一つに選定された。モデル事業において、里地里山保全活動のアクションプランである「地域戦略」及びそれに基づく活動を実施してきたが、モデル事業期間終了後以降も、引き続き活動を継続している。



里地里山保全再生モデル事業地域戦略(表紙)
(平成18年3月、平成19年2月一部改訂、秦野市)

注) 活動事例の内容は、既存資料から把握できた範囲での情報であり、ここで記載事項がその活動のすべてを示すものではない。

活動事例3 「岡山市身近な生きものの里事業」 (岡山県岡山市)

関係者

行政	岡山市
NPO、市民団体等	身近な生きものの里指定地域の活動団体(10箇所)
有識者、教育機関	—
企業等	—
その他	—

連携組織

なし

活動環境

- ・河川
- ・用水路

取組分野

- ・野生動植物の生息・生育の場の保全
- ・生態系の状況等を把握するための調査・研究
- ・環境教育、環境啓発活動、エコツーリズム

取組内容

「ホタルの里」事業を発展させて、市民参加により身近な生きものの生息地の保全に取り組んでいる。活動地域、活動団体、その地域のシンボルとなる種等について条件を満たした地域を「身近な生きものの里」に指定(現在、10箇所)し、河川敷の草刈・清掃や水路の補修等、地域や生きものの特徴に応じた保全活動を展開している。

特徴・・・活動団体や市が担う役割を明確化

本事業のパンフレットの中で、「身近な生きものの里」への指定条件や、活動団体や市が担う役割を明確化している。活動団体は現地での保全活動を実施し、岡山市は予算内でそのサポート(資材の提供、保険の加入、環境配慮の促進等)を実施している。



岡山市身近な生きものの里事業パンフレット(岡山市)

活動事例4 「東播磨地域のため池生物多様性保全」 (兵庫県東播磨地域)

関係者

行政	兵庫県、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
NPO、市民団体等	約80団体
有識者、教育機関	兵庫県立大
企業等	(株)神戸新聞社、(株)ラジオ関西
その他	農協、土地改良区

連携組織

「いなみ野ため池ミュージアム運営協議会」

活動環境

- ・湖沼

取組分野

- ・野生動植物の生息・生育の場の保全
- ・外来種の駆除
- ・生態系の状況等を把握するための調査・研究
- ・環境教育、環境啓発活動、エコツーリズム

取組内容

東播磨地域のため池群について、池干しにより外来種の防除を行い健全なため池生態系の回復を図るとともに、ため池の生物調査や普及啓発を実施している。

特徴・・・市町村の枠をこえた広域連携

ある場所のため池の管理者やその周辺住民らにより構成される団体や、専門的な観点から広域的な活動を行う団体等が広く集まり「いなみ野ため池ミュージアム」を形成し、ため池を中心とした地域づくりを展開し、活力と魅力ある豊かな田園空間の形成を目指している。



いなみ野ため池ミュージアム運営協議会の体制(出典：いなみ野ため池ミュージアムHP)

注) 活動事例の内容は、既存資料から把握できた範囲での情報であり、ここで記載事項がその活動のすべてを示すものではない。

活動事例5 「なごみの里プロジェクト」 （熊本県和水町）

■関係者

行政	和水町
NPO、市民団体等	なごみの里
有識者、教育機関	熊本県立大
企業等	富士電機システムズ(株)
その他	—

■連携組織

なし

■活動環境

- ・森林（二次林、人工林）
- ・水田
- ・

■取組分野

- ・野生動植物の生息・生育の場の保全
- ・生態系の状況等を把握するための調査・研究
- ・環境教育、環境啓発活動、エコツーリズム

■取組内容

行政、大学、企業が連携して林道（歩道）の整備、棚田の維持管理、牛の放牧等を実施しており、牛の放牧による除草作業の軽減や、無肥料無農薬による米作りに成功している。また、毎年、野口健氏を迎えての「環境学校」（小学生対象とした次世代の里山保全を担う人の育成を目的とした環境学習）を実施している。

■特徴・・・行政－大学－企業間で包括協定の締結

管理不足で荒廃する町有地に手を焼いていた町、研究の場や学生の環境学習の場として活用する意向があった大学、社会貢献活動の場等を求めていた企業・大学、3者の思惑が一致して包括協定を締結し、連携して里地里山再生に取り組んでいる。



「環境学校」の開催（平成22年10月）
（出典：和水町HP）

活動事例6 「蕪栗沼・周辺水田ふゆみずたんぼ」（宮城県大崎市等）

■関係者

行政	宮城県、栗原市 登米市、大崎市
NPO、市民団体等	NPO法人蕪栗ぬまっこくらぶ、 NPO法人たんぼ、日本雁を保護する会 等
有識者、教育機関	宮城教育大学
企業等	(株)たじり穂波公社
その他	土地改良区、農協、農業者

■連携組織

マガンの里づくり研究会

■活動環境

- ・水田
- ・湖沼
- ・用水路
- ・湿地

■取組分野

- ・野生動植物の生息・生育の場の保全
- ・生態系の状況等を把握するための調査・研究
- ・環境教育、環境啓発活動、エコツーリズム
- ・良好な自然景観の形成

■取組内容

「マガンの里」というキーワードのもとに、行政とNPOや研究機関、地域住民が協働して、冬の間使っていないたんぼに水を張りマガンやハクチョウに採餌場を提供する取組（ふゆみずたんぼ）を行っている。また、灌木の伐採や浚渫などを実施し、蕪栗沼の本来の湿地環境の復元等にも取り組んでいる。

■特徴・・・経済的価値の付加に向けた取組

「ふゆみずたんぼ」により生産されたお米のブランド化やエコツーリズムの推進等、経済活動と資源の保全を持続的に展開しようと関係機関が協働している。



湿地の陸地化により繁茂した灌木の伐採

活動事例 7 「一社一村しずおか運動」 (静岡県)

■関係者

行政	静岡県
NPO、市民団体等	一社一村しずおか運動への登録団体
有識者、教育機関	一社一村しずおか運動への登録団体
企業等	一社一村しずおか運動への登録企業
その他	—

■連携組織

なし

■活動環境

・マッチング事例による。

■取組分野

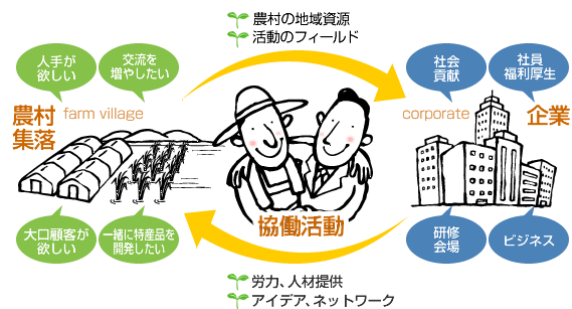
・マッチング事例による。

■取組内容

農村の要望である「人手がほしい」「交流を増やしたい」「安定した顧客がほしい」「一緒に特産品を開発したい」と、企業の要望である「社会貢献をしたい」「社員の福利厚生に活用したい」「地域の資源をビジネス化したい」のニーズを結びつけ、協働活動を支援している。

■特徴・・・フィールドを限定しないマッチング

行政が地域における活動団体と企業とのマッチングを行う事例はいくつかあるが、森林(里山)をフィールドとしているものが多い。そのなかで、静岡県はフィールドを限定せず農村と企業との協働を推進し、都市と農村の交流、農村地域の自然環境保全や農業振興への寄与を支援しており、2010年4月23日現在で、県内18地区で22組のマッチングに成功している。



一社一村運動の活動イメージ
(出典：静岡県HP)

地域における生物多様性保全に関する施策 (環境省)

生物多様性基本法 (平成20年6月制定・施行)

◆ 地域の生物多様性の保全に関する主な規定

- 地方公共団体の責務(第5条)
→地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策の策定・実施

国の責務(第4条)・・・基本的かつ総合的な施策の策定・実施

- 生物多様性地域戦略(第13条)
→都道府県・市町村が策定(努力義務)
都道府県・市町村の区域における基本的な計画

生物多様性国家戦略(第11条)・・・国が策定

生物多様性国家戦略2010(平成22年3月閣議決定)

◆ 地域の生物多様性の保全に関する主な施策

- 地域の主体の連携による生物多様性の保全の取組を促進する仕組みの検討



(環境省、農林水産省、国土交通省)

生物多様性保全活動促進法の制定(平成22年)

- 地域が主体的に行う生物多様性の保全・再生活動や総合的な計画づくりの取組の支援(環境省)



地域生物多様性保全活動支援事業の実施(平成22年度～)

地域生物多様性保全活動支援事業

◆ 目的

「生物多様性基本法」や「生物多様性国家戦略2010」を受けた自然共生社会づくりを着実かつ効果的・効率的に進めていくため、地域における生物多様性の保全活動を支援するとともに、生物多様性保全に関する国民運動を盛り上げる。

◆ 事業の種類(1/2)

- ①生物多様性保全計画策定事業(委託事業:国費10/10)
 - ・内容:生物多様性保全に関連する法律に基づく法定計画等の策定
 - ・対象者:地方公共団体、NGO・NPO、事業者、民間団体、協議会など、生物多様性保全に関する法律に基づく法定計画等の策定主体

◆ 事業の種類(2/2)

② 生物多様性保全実証事業(委託事業:国費10/10)

- ・内 容:①の法定計画等に基づく先進的かつ効果的な取組
- ・対象者:①の法定計画等に位置付けられた実施主体

③ 地域生物多様性保全補助事業(交付金:国費1/2以内)

- ・内 容:地域の多様な主体の連携・協働による生物多様性の保全・再生活動

- i 野生動植物保護管理対策
- ii 外来生物防除対策
- iii 重要生物多様性地域保全再生

- ・対象者:地域の多様な主体により構成される「地域生物多様性協議会」

◆ 事業規模(平成22年度)

○予 算 額:242百万円

○採択事業数:40件

◆ 採択事業の内訳(平成22年度)

① 生物多様性保全計画策定事業:13件(②と重複あり)

- ・・・生物多様性地域戦略(生物多様性基本法)の策定
- 保護増殖事業計画(種の保存法)の策定

② 生物多様性保全実証事業:5件(①と重複あり)

- ・・・特定鳥獣保護管理計画(鳥獣保護法)の実証
- 防除実施計画(外来生物法)の実証 等

③ 地域生物多様性保全補助事業:25件

採択事業の例(平成20年度～22年度)

★地域における希少種の保護

○豊岡コウノトリ生息地保全対策事業

兵庫県豊岡市では、先般放鳥された地域のシンボルである当該種の野生復帰を図るため、県や市、地域住民、農家など様々な地域の主体が連携・協力して、コウノトリの餌場となる水辺の整備、水田における減・無農薬農法による米作り、市民参加型の田んぼの生き物調査、野生復帰に向けた研究等、地域ワークショップの開催等の活動を実施。



耕作放棄された水田を
コウノトリ採餌湿地として整備

○ムサシトミヨ保護事業

埼玉県熊谷市では、ムサシトミヨの生息環境保全のため、県や市、NGO・NPO、地元自治会、漁協等が連携・協力して、水源地を保全するための維持管理や草刈り等を行うとともに、ムサシトミヨに関する学習会やイベントを実施し普及啓発を図っている。



生息を保全するための草刈り

○富士見町アツモリソウの里環境保全事業

長野県富士見町では、盗掘や大型哺乳類による食害等により野生個体の減少が進むアツモリソウ等を保護するため、町や植物園、高校、ボランティア、企業などが連携・協力して、監視活動や食害防止柵の設置等を行うとともに、無菌播種による増殖技術の開発を進め、かつて自生していた場所に培養苗を実験的に植栽するなど系統保存にも取り組んでいる。



富士見町内に自生する
アツモリソウ

○今津干潟カブトガニ産卵場整備事業

福岡湾で唯一カブトガニの産卵が確認されている今津干潟(福岡市)では、カブトガニの生息環境を保全するため、県や市、自治会、漁協、大学などが連携・協力して、砂の流出等により産卵場の機能が低下しつつある砂浜の産卵場整備を行っている。



カブトガニ

★二次的自然の保全・管理活動

○夷隅川流域における生物多様性保全再生事業

房総半島の夷隅川流域(千葉県いすみ市)では、耕作放棄地の拡大や里山の荒廃、流竹木が散乱する河口付近の砂浜など、流域それぞれの地点で生物多様性に関する課題がある。

このため、県や市、NPO等が連携・協力して、里山や谷津田の整備、アカウミガメの産卵環境を保全するための海岸清掃など流域が一体となった取組を進めるほか、シンポジウム開催など普及啓発を行っている。



里山の整備

○いしかわの里山の生物多様性保全再生事業

石川県金沢市近郊の丘陵地と珠洲市等のため池群は、希少種が生育・生息する生物多様性が豊かな重要な里山だが、過疎化・高齢化により荒廃しつつある。

このため、県や市、大学、森林組合、NPO、ボランティア等が連携・協力して、ギフチョウやキンランの生息・生育地となっている森林や竹林の整備を行うとともに、希少水生昆虫などが生息する能都地区のため池群において、ビオトープの整備や外来種の防除などを実施する。



里山保全活動
(モウソウチクの伐採)

★二次的自然の保全・管理活動

○東近江市ニホンジカ保護管理事業

滋賀県東近江市では、ニホンジカによる生態系や農林業被害を防止するため、県や市、猟友会、商工会等が連携・協力し、シカの行動圏調査、個体数調整、シカ防護柵の設置、シカ肉を活用した地域活性化に向けた取組を行っている。



GPSを利用したシカの行動圏調査

★外来種の防除活動

○京都北中部特定外来生物(アライグマ)防除対策事業

京都府の北中部は近畿圏の脊梁部に位置しており、農林業を通じた里地里山としての環境が維持されており希少動植物の生息地となっている。

近年、大都市圏から侵入してきたと思われるアライグマの生息数が急増しており、在来種の駆逐が危惧されている。このため、府や近隣市町が連携・協力し、効果的な防除活動に取り組んでいる。



アライグマによる食害

(参考)里地里山の保全・活用に関する施策

◆これまでの成果

平成16	里地里山保全再生モデル事業 （全国4地域）を実施（平成19年度まで）
平成19～	技術研修(里なび研修会)を毎年度開催
平成20	里なびホームページ開設（活動団体登録、専門家登録の開始）
平成20	モデル事業を踏まえ「 里地里山保全再生計画策定の手引き 」発行
平成20～	ホームページにより保全活動・活動場所、専門家などの登録・紹介を実施
平成21	アンケートにより、 全国約600件の活動事例を把握
平成21	上記アンケート結果から 特徴的な取組60事例をインターネットで紹介
平成22	平成20年度から収集・整理した海外事例を合わせ、自然資源の持続可能な利用・管理に関する手法例集(日・英)をインターネットにより提供
平成22年9月	「里地里山保全活用行動計画」の策定
平成22年10月	においてSATOYAMAイニシアティブを提案、国際パートナーシップを設立、里地里山保全活用行動計画(英語版)を作成、配付



ヒガンバナとキアゲハ

前文

1 問題の背景

里地里山の 定義と特性

里地里山の現状

- 動植物の生息・生育環境の質の低下
- 人と野生鳥獣の軋轢の深刻化
- ゴミの投棄
- 景観や国土保全機能の低下
- 管理の担い手の活力の低下

里地里山の重要性

- 生物多様性の保全
- 新たな資源としての価値
- 景観や伝統的生活文化の維持
- 環境教育・自然体験の場
- 地球温暖化の防止

2 計画の目的 と位置付け

計画の目的

- さまざまな主体による保全活用の取組の基本方針や進め方、また国が実施する関連施策を提示
- 里地里山の意義への理解を促進し、多様な主体による保全活用の取組を全国各地で国民的運動として展開

計画の位置付け

- 生物多様性国家戦略 2010 の里地里山における施策の実行計画
- 地方公共団体が行う里地里山保全活用施策立案・実施のガイドライン

3 保全活用の 理念

- 生態系の安定的な存続のため、生態系や自然の復元力に見合った自然資源の管理と循環的な利用を推進
- 地域の伝統的な自然共生の知恵に学びつつ、科学的知見に基づき展開
- あらゆる立場からの参加と協働により、共有の資源（新たなコモンズ）として国民全体で支え、未来に引き継ぐ

4 保全活用の 方向性

- 国民全体が里地里山を共有の資源と感じ、保全活用の取組に積極的に参加・協力
- 地域ごとに典型的な里地里山の保全活用が確保され、これにより国土レベルでの生物多様性保全を実現
- 多様な生態系サービスが発揮され、それらを通じて地域社会の活性化にも貢献

5 保全活用の 基本方針

- 国、地方公共団体、企業、農林業者や地域コミュニティ、市民・NPO、専門家・研究者がそれぞれの役割を分担しつつ、連携・協働
- 国は、関係省庁が連携して先導的事業を推進
- 地域の特性に応じ、取組手法を選択し、取組対象を設定
- 専門家の参画等により、生物多様性の観点を反映

6 保全活用の 進め方

- (1) 国民的取組のための基盤づくり
- (2) 経済的手法の導入
- (3) 持続可能な利用のための伝統的技術の保存、新たな利用技術の開発等による資源の循環利用の促進
- (4) 里地里山の現状把握とモニタリングの推進
- (5) 里地里山の特性評価等の実施とこれに応じた保全活用の実施
- (6) 地域レベルでの取組基盤の整備

7 国による 保全活用施策

- (1) 国民の関心や理解の促進
- (2) 生物多様性の把握や評価のための科学的基盤の整備
- (3) 野生動植物や保護地域等の保全
- (4) 農林業活動や農山村の維持・活性化を通じた保全活用
- (5) 景観・伝統文化の保全と交流の促進による活性化
- (6) 伝統的技術の再評価と新たな資源としての活用
- (7) 自然体験・環境教育の場としての活用
- (8) 地域における多様な主体の参加と協働による取組の促進・支援

農林水産業における生物多様性保全の推進

【65, 129 (41, 874) 百万円の内数】

対策のポイント

2010年10月に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を契機として、農林水産業における生物多様性保全対策を推進します。

<背景／課題>

- ・農林水産業は、自然界の多様な生物が関わる循環機能を利用しており、持続可能な農林水産業の維持・発展のためには、生物多様性の保全は不可欠。
- ・また、担い手の減少などによる農林水産業の活動の停滞に伴い、身近に見られた種の減少や鳥獣被害が深刻化。
- ・このため、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するための指針として平成19年7月に農林水産省生物多様性戦略を策定。
- ・COP10では、「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」という2020年までの新たな目標が決定されたところであり、生物多様性保全対策の推進が重要。

政策目標

- 生物多様性保全をより重視した農林水産業の推進
- COP10を契機としてわが国農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信

<内容>

1. 生物多様性保全を重視した農林水産業への理解推進

- ① 生物多様性保全面からみた農林水産業や農山漁村資源管理活動の経済的評価に関する国内外事例を調査し、日本の農林水産業の実情に適した評価手法を検討するとともに、民間による支援のための取引手法を構築します。
- ② カルタヘナ議定書締約国会議議長国として、開発途上国がカルタヘナ議定書を実施するために必要となる能力開発を推進するため、開発途上国の能力開発のためのワークショップを実施します。

【農林水産分野における地球環境対策推進手法開発事業のうち

【生物多様性保全推進調査事業 13 (0) 百万円】

【カルタヘナ議定書に係る開発途上国の能力開発・強化事業

32 (0) 百万円】

2. 田園地域・里地里山における保全

- ① 有機農業の推進により農業の持続的発展に向けた産地の収益力を向上させるための取組を支援します。

【産地活性化総合対策事業 10,704(6,515)百万円の内数】

- ② 戸別所得補償制度の本格実施に当たり、安心して農業に取り組める環境を整備するため、都道府県向けの交付金に緊急対策枠を措置し、被害防止活動や侵入防止柵の整備等の取組に対する支援を緊急的に強化するほか、県域を越えた広域的な取組に対する支援や、都道府県に対する交付金による支援を実施します。

【鳥獣被害防止総合対策交付金 11,283(2,278)百万円

うち緊急対策枠 10,001(0)百万円】

〔産地活性化総合対策事業
10,704(6,515)百万円の内数
補助率：定額、1/2以内等
事業実施主体：地域協議会等〕

- ③ 環境保全型農業直接支援対策

農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じた支援（国の支援額：4,000円/10a）等を実施します。

〔環境保全型農業直接支援対策
[所要額] 4,807(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：農業者等〕

- ④ 地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動への支援

活動組織が地域共同で行う農地、水路等の資源の日常の管理と水質保全、生態系保全などの農村環境の向上に資する活動等を支援します。

〔農地・水保全管理支払交付金のうち共同活動支援交付金
[所要額] 22,712(22,697)百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：地域協議会〕

3. 森林における保全

森林における生物多様性保全を総合的に推進するため、

- ① 全国土を対象に、植生等の生物多様性に関する定点観測、データの分析
② デジタル空中写真の活用等による、森林植生等の状況を効率的かつ高精度に把握するための実用化技術の開発
③ 森林の保護・管理に係る技術開発、わが国の取組の国内外への発信、野生鳥獣被害対策技術の開発等を実施します。

〔 森林の生物多様性保全総合対策事業 904 (1, 013) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体 〕

4. 里海・海洋における保全

- ① 漁業者や地域住民等による藻場・干潟等の保全活動を支援するとともに、保全活動の優良事例の普及や技術的サポート等を行います。

〔 環境・生態系保全対策 588 (761) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 〕

- ② 水産生物の成長段階や季節の違いに対応した**漁場環境の形成手法の検討**や、**漁場機能を強化する技術の開発・実証**を行います。

〔 漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち
水産生物の生活史に対応した漁場環境形成推進事業 74 (66) 百万円
事業実施主体：民間団体等 〕

- ③ 堆積物の除去、藻場・干潟の整備など、広域的・俯瞰的な視点をもって漁場の整備と水域の環境保全対策を総合的かつ一体的に実施します。

〔 水産環境整備事業 9, 497 (2, 276) 百万円
事業実施主体：地方公共団体等 〕

5. 農林水産業の生物多様性指標の開発

環境保全型農業をはじめとする農林水産関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標とその評価手法を開発します。

【農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法の開発

55 (193) 百万円】

【森林の生物多様性保全総合対策事業のうち森林の生物多様性の状態を表す指標の開発・検証 904 (1, 013) 百万円の内数】

【漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち漁場環境における生物多様性の指標化・定量化手法の開発 30 (49) 百万円】

地域における生物多様性保全に関する施策



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

生物多様性保全活動促進法に関する国交省所管法関連地域における保全活動 国土交通省

- ・都市部において、特別緑地保全地区等の指定により緑地を保全し、市民と連携・協働した保全活動を推進。
- ・河川、港湾、海岸、都市公園等では、その整備・管理において、生物生息域の保全・再生・創出を行い、市民の活動の場を提供するとともに、市民と協働で生物多様性に配慮した管理等を実施。

都市緑地

都市部における緑地の保全



市民協働による保全管理計画の作成

都市緑地法の特例

(生物多様性保全活動促進法第11条)

特別緑地保全地区等における行為の許可手続き等を省略できる特例を規定



砂防

砂防堰堤等の施設整備に合わせた山林保全



市民団体による森づくり

河川

自然環境の保全・復元



市民との協働による外来種駆除

都市公園

自然とのふれあいの場の提供



市民団体による雑木林落ち葉かき

港湾・海岸

整備・管理と合わせた活動の場の提供



公募した市民団体による干潟での活動

都市における緑地の保全のための主な制度

都市において特別緑地保全地区等を指定し、緑地を保全するとともに、緑地管理機構等の制度により、民間団体や市民による緑地の保全等を推進。

特別緑地保全地区等の制度

名称	制度の概要	指定状況(H20年度末現在)
特別緑地保全地区 (都市緑地法)	・都市において自然的環境を形成している緑地を都道府県(10ha未満は市町村)が都市計画に定め、開発行為等を許可制により規制し、現状凍結的に保全	387地区 約2,150ha 18都道府県 70都市 (近郊緑地特別保全地区を除く)
市民緑地 (都市緑地法)	・300㎡以上の土地等の所有者の申出に基づき、土地所有者と地方公共団体等が市民緑地契約を締結し、地域住民の利用に供する緑地・緑化施設を設置・管理し、一般公開	145地区 約80ha
近郊緑地保全区域 近郊緑地特別保全地区 (首都圏近郊緑地保全法 近畿圏の保全区域の整備 に関する法律)	・首都圏及び近畿圏の大都市近郊における無秩序な市街化を防止し、良好な自然環境を保全するため、国土交通大臣が近郊緑地保全区域を指定し、開発行為等を届出・勧告制により規制 ・枢要な地域は、都府県・政令市が近郊緑地特別保全地区を都市計画に定め、開発行為等を許可制により規制し、現状凍結的に保全	25地区 約97,100ha 26地区 約3,400ha

緑地管理機構制度

都市緑地法により、都市における緑地の保全・緑化の推進を図るため、緑地保全や緑化推進に取り組む一般社団法人もしくは一般財団法人または特定非営利活動法人を都道府県知事が緑地管理機構に指定し、民間団体や市民による自発的な緑地の保全・緑化の推進を支援

3

都市部の緑地における市民の緑地保全の取組

特別緑地保全地区等で、市民との協働により、生物多様性保全に配慮した緑地の保全活動を推進。

○特別緑地保全地区における市民参加による保全管理計画の作成、大学との連携した研究の実施(川崎市)

市民参加による保全管理計画の作成、実施

- ・緑の条例(川崎市)に基づき、地域住民等と協働し、保全緑地の適正な維持管理のための保全管理計画を作成。
- ・保全管理計画の作成に参加した地域住民等を中心に、市民活動団体を立ち上げ、保全管理活動を実施。
- ・平成21年度末で17か所の保全管理計画が策定済。



市民協働による保全管理計画の作成

大学との連携

- ・市内の3大学と連携し、保全された緑地を研究フィールドにし、植生管理など、持続可能な里山環境の回復などに向けた研究を実施。
- ・研究結果は、動植物の生息・生育環境保全の手引き(川崎市作成)にも反映し、生物多様性保全に資する取組にする予定。



大学と連携し持続可能な里山環境の研究を推進

○市民緑地の維持管理活動(千葉市)

- ・千葉市では、みどりを守るための事業を「街山(まちやま)づくりプログラム」として実施。市民緑地制度による緑地の保全をそのうちの1つとした。
- ・街山づくりプログラムでは、千葉市と土地所有者が市民緑地契約を結ぶ際に、市と土地所有者と市民団体の3者間で維持管理協定を締結。土地所有者の協力や千葉市の支援のもと、市民団体が主体となって管理を実施。
- ・平成18年に街山づくりプログラムの市民緑地第1号として市民緑地契約を締結した小倉市民の森では、地域住民で結成された維持管理団体が中心となって、草刈りや清掃などの維持管理を実施。
- ・千葉市では、同様の緑地を平成18年から3年間で4箇所設置し、都市の良好な自然的環境を保全。



小倉市民の森(千葉市)

○近郊緑地保全区域におけるNPOによる保全活動(神奈川県)

- ・網代近郊緑地保全区域で活動する諸団体が連携し、基本合意を確認。
- ・現在は、特定非営利活動法人格を取得し、(財)かながわトラストみどり財団とも連携して、保全活用をすすめる基本活動を継続的に実施。



植物の保全活動



自然観察会

4

都市公園において、地域住民、NPO等による生物の生息・生育環境の形成や自然とのふれあいの場を提供。

○座間谷戸山公園(神奈川県座間市)における市民団体による谷戸の環境の保全・再生

- ・座間谷戸山公園は、谷戸と呼ばれる自然的環境が残されており、雑木林、針葉樹林、水田、湿地などの多様な環境が保全されている。
- ・このような環境を守るため、市民団体による農作業や環境の保全活動が行われている。



市民団体による稲刈り



市民団体による雑木林の落ち葉かき

○梅小路公園(京都府京都市)における市民ボランティアによるモニタリング

- ・旧国鉄貨物駅跡地という非自然的な空間に地域の自然の特徴を取り入れた復元型ビオトープ「いのちの森」を整備。
- ・ボランティアのモニタリンググループが、月1回の生物相のモニタリング調査を実施しHPで公開、また市民向け自然観察会を年15回実施。



自然とのふれあいの場となる通路の設置



モニタリンググループが行っている自然観察会

河川の市民と連携した維持管理の取組

自然環境の保全・復元を必要とする河川区域において、国、都道府県・市町村、地域住民、NPO等が連携し、湿地再生等の自然再生の取組や外来種防除等の維持管理を実施。

○鬼怒川(栃木県)における市民と協働した外来種駆除、希少種保全活動

鬼怒川の礫河原再生では、きめ細やかな維持管理として、地元市民団体による外来種駆除、カワラノギク等の保全活動の実施による持続的な事業効果の保持、河川愛護精神の醸成を目指す。

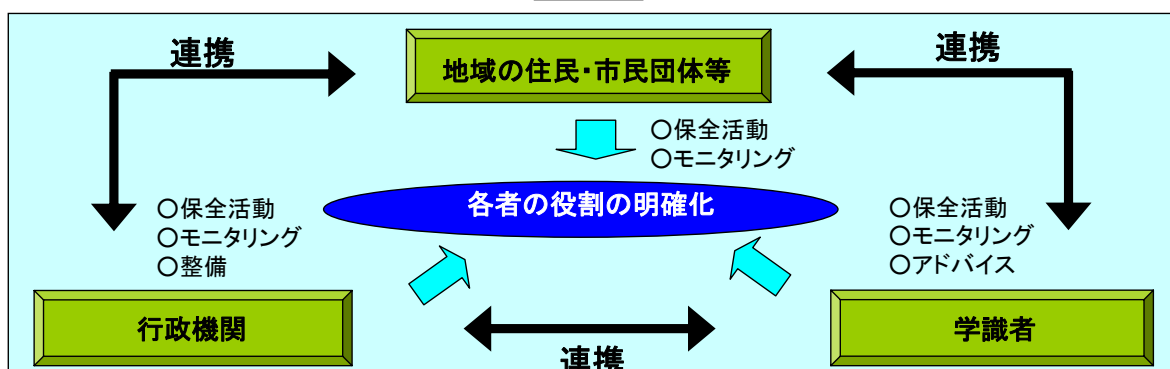


シナダレスズメガヤ駆除

市民との連携・協働による
維持管理



カワラノギク再生活動



自然的環境の残された河川区域において、NPO等と協働して、動植物等のモニタリング調査を実施。

○天塩川(北海道)における地元NPOとのモニタリング調査

天塩川は過去の様々な営為の影響により河川環境が変化している。天塩川下流の自然環境を把握する上で、生態系の最上位種である猛禽類のオジロワシやオオワシの調査をすることは有効な手段であり、天塩川下流自然再生事業において、NPO天塩川を清流にする会と連携して、鳥類の事後モニタリング調査を実施している。



提出された調査票(校正後)
(注:オジロワシなどの貴重種についてのデータは削除しています)



観察方法の勉強会の様子



確認されたオジロワシ



NPOと連携したモニタリングの調査状況

土砂災害の危険性が高い地域において、市民、企業などが樹林の継続的な整備・保全を行い、市街地に近い山地の斜面を防災緑地として守り育て、防災機能の強化と自然豊かな生活環境を確保。

○六甲山における市民との森づくり

六甲山地においては、「特定非営利活動法人黄河の森緑化ネットワーク」「兵庫県勤労者山岳連盟」「いたやにすと」等、20団体が樹林整備を実施中。民間企業も、企業の社会的責任(CSR)活動の取組として、13企業が樹林整備活動に参画。

市民・学校・企業による森づくり



六甲グリーンベルト整備事業
土砂災害に対する安全性を高めるとともに、緑豊かな都市環境及び自然環境や景観の保全・創出を図るため、市街地に隣接する山腹斜面に一連の防災緑地を整備し、都市の防災環境ネットワークを整備する



「五助の森」による森づくり

※ 五助の森:「フナを植える会」、「神戸 川と海を考える会」、「住吉川 清流の会」、「NPO アマモ種子バンク」、「神戸夙川学院大学」の五団体による森づくり

海岸を防護するために海岸保全区域を指定するとともに、海岸環境の整備と保全を図り、生物生息域の保全活動に寄与。

○表浜海岸(愛知県)における市民と協働した海岸づくり

アカウミガメが上陸産卵する表浜海岸の砂浜では、自治体やNPO、学校等の地域の様々な関係者が連携して以下の取組を行っている。

- 海岸保全区域の指定による、砂利採取等の行為規制
- ウミガメの産卵地及び海浜植物の植生地である砂浜の自然環境を保護する目的の車両の乗り入れ規制
- ウミガメの孵化調査など子どもたちの体験学習等と、ウミガメを指標とした海浜環境の調査
- 堆砂垣による砂浜の再生

豊かな海浜、ウミガメの産卵に必要な砂浜の保全



表浜海岸のウミガメ
写真提供: 特定非営利活動法人表浜ネットワーク



ウミガメを指標とした海浜環境の調査
写真提供: 特定非営利活動法人表浜ネットワーク 9

干潟における市民の環境教育活動の推進

生物生息域である干潟を保全・再生・創出し、NPO等の活動の場を提供し、活動を推進。

○三河湾(愛知県)における環境教育活動

三河湾では、漁業者や愛知県と連携して、39箇所の干潟を造成した。造成された干潟では、地元NPOの技術的支援により、自治体が地元住民の参加する環境教育活動を行っている。

○中山水道航路の浚渫により発生した浚渫土砂: 620万m³



国土省と愛知県の連携
(港湾部局・水産部局)

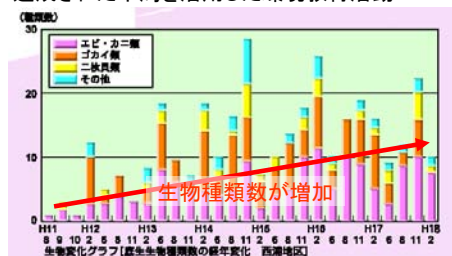
○覆砂、干潟・浅場・造成: 620ha



西浦地区干潟
(平成11年度造成: 12ha)



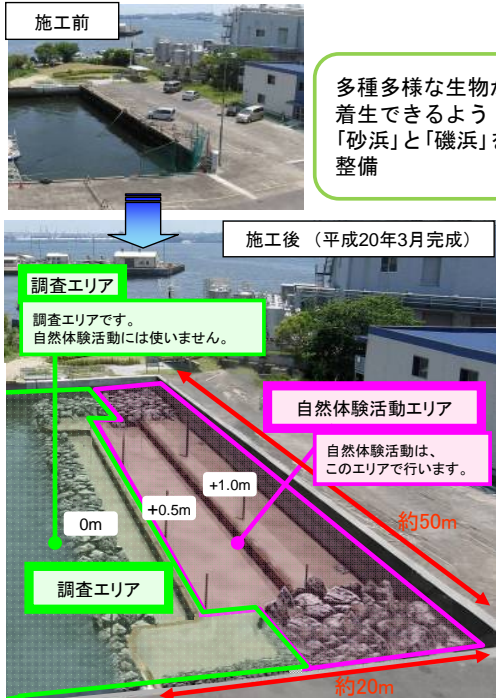
造成された干潟を活用した環境教育活動



海辺の自然環境を活用した環境教育、自然体験活動を推進。

○横浜港における調査活動、自然体験活動

横浜港(国土交通省横浜港湾空港技術調査事務所構内)において、老朽化した棧橋を撤去し、その跡地に1,000㎡規模の干潟・磯場を造成して護岸を改良。

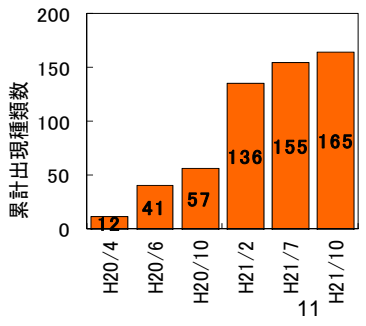


多種多様な生物が着生できるように「砂浜」と「磯浜」を整備

- 研究機関等と連携し、干潟・磯場生態系の成立の実証と環境改善効果の検証を行っている。
- NPO等と連携・協働しながら、市民を対象に「自然体験活動」を実施。環境学習の場として活用され、環境改善意識の醸成を図っている。

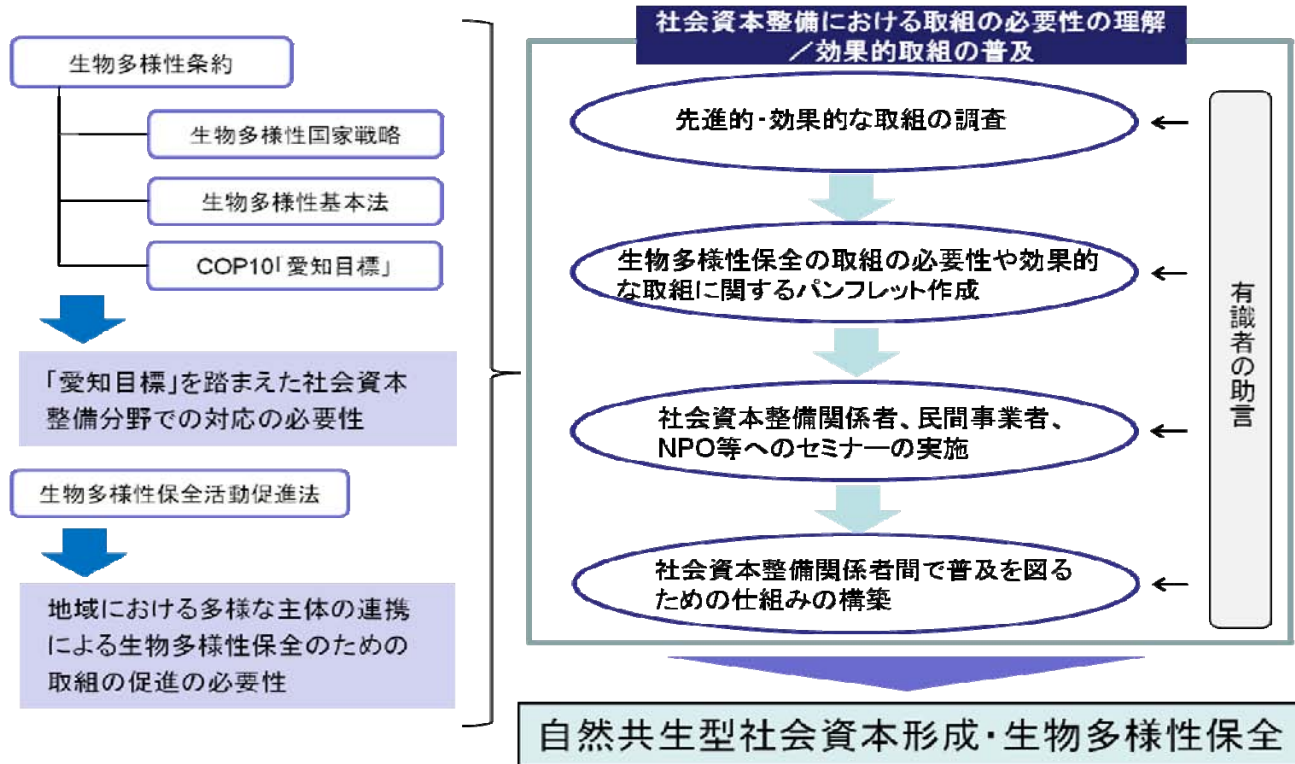


■ モニタリングにより確認された主な生物



生物多様性保全のための取組の推進

社会資本整備分野の生物多様性保全の取組を推進するため、先進的・効果的取組を調査するとともに、セミナー等により地方公共団体、民間事業者、NPO等への普及を図る。 平成23年度予算額: 1,200万円(新規)



地域連携保全活動の促進に関する基本方針の検討について

1. 地域連携保全活動基本方針の位置付け

地域連携保全活動基本方針は、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進するに当たり、我が国全体の目指すべき方向性や配慮すべき点を示すものであるとともに、市町村は、同基本方針に基づき「地域連携保全活動計画」を作成することとなるなど、生物多様性保全活動促進法を実効あらしめる重要な方針となる。

○生物多様性保全活動促進法（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「地域連携保全活動」とは、生物の多様性をはぐくむ生態系に被害を及ぼす動植物の防除、生物の多様性を保全するために欠くことのできない野生動植物の保護増殖、生態系の状況を把握するための調査その他の地域における生物の多様性を保全するための活動であつて、地域の自然的社会的条件に応じ、地域における多様な主体が有機的に連携して行うものをいう。

（地域連携保全活動基本方針）

第三条 主務大臣は、地域連携保全活動の促進に関する基本方針（以下「地域連携保全活動基本方針」という。）を定めなければならない。

2 地域連携保全活動基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域連携保全活動の促進の意義に関する事項

二 地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項

三 次条第一項の地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項

四 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項

五 前各号に掲げるもののほか、地域連携保全活動の促進に関する重要事項

3 地域連携保全活動基本方針は、生物多様性基本法第十一条第一項の生物多様性国家戦略との調和が保たれたものでなければならない。

4 主務大臣は、地域連携保全活動基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、地域連携保全活動基本方針の変更について準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、地域連携保全活動の促進に関する基本方針を定めることができる。

2 主務大臣は、前項の基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた地域連携保全活動の促進に関する基本方針は、この法律の施行の日において第三条第一項及び第二項の規定により定められた地域連携保全活動基本方針とみなす。

2. 地域連携保全活動基本方針の検討方針

(1) 検討方法

1) 検討会の設置

地域連携保全活動の促進に関する基本方針（以下「地域連携保全活動基本方針」という。）の検討に当たっては、有識者、専門家、地方公共団体、関係団体等を委員とする検討会を設置し、検討会による議論を踏まえることとする。

2) 意見交換会の開催

検討会のほか、全国9箇所*において、地域の関係者（地方公共団体、NPO等）から意見を聴くための意見交換会を開催し、地域連携保全活動基本方針には、その結果を反映させるものとする。検討委員にも、各地の意見交換会に出席いただく。

表 意見交換会の開催概要

日時	開催地	会場	出席委員 (予定)
1/26(水) 14:00～16:00	那覇	奥武山総合運動公園武道館 2階研修室	竹田委員
1/28(金) 10:00～12:00	熊本	ホテル熊本テルサ 2階 中会議室ひばり	一ノ瀬委員 開発委員
2/2(水) 14:00～16:00	札幌	かでの 2.7 (北海道立道民活動センター) 7階 720会議室	下村委員 高橋委員
2/4(金) 10:00～12:00	仙台	フォレスト仙台 2階 第1フォレストホール	進士委員 高橋委員
2/8(火) 14:00～16:00	大阪	大阪府立男女共同参画・青少年センター 5階 視聴覚スタジオ	森本委員 石原委員
2/9(水) 14:00～16:00	名古屋	名古屋プライムセントラルタワー 13階 第1会議室	一ノ瀬委員 土屋委員
2/14(月) 10:00～12:00	東京	新宿御苑インフォメーションセンター 2階 レクチャールーム	下村委員 開発委員
2/28(月) 14:00～16:00	高松	サンポートホール高松 ホール棟6階 61会議室	竹田委員 浜本委員
3/1(火) 14:00～16:00	岡山	岡山国際交流センター 2階 国際会議場	竹田委員 浜本委員

3) 意見募集（パブリックコメント）の実施

検討会及び意見交換会の結果等を踏まえ検討した地域連携保全活動基本方針の素案について、広く国民から意見を聴くための意見募集を行う。

(2) 検討スケジュール

平成 23 年秋の生物多様性保全活動促進法の施行に向け、平成 23 年 7 月頃の地域連携保全活動基本方針の策定・公表を目指し、検討を進める。

地域連携保全活動基本方針の検討スケジュール（予定）

平成 22 年 12 月	生物多様性保全活動促進法の公布 (地域連携保全活動基本方針の策定に係る規定の施行)
平成 23 年 1 月 19 日	第 1 回検討会 (論点整理)
1 月 26 日	意見交換会 (那覇)
1 月 28 日	意見交換会 (熊本)
2 月 2 日	意見交換会 (札幌)
2 月 4 日	意見交換会 (仙台)
2 月 8 日	意見交換会 (大阪)
2 月 9 日	意見交換会 (名古屋)
2 月 14 日	意見交換会 (東京)
2 月 17 日	第 2 回検討会 (地域連携保全活動基本方針骨子案)
2 月 28 日	意見交換会 (高松)
3 月 1 日	意見交換会 (岡山)
3 月 22 日	第 3 回検討会 (地域連携保全活動基本方針素案)
4 ~ 5 月	意見募集・各種調整
6 月頃	第 4 回検討会 (とりまとめ)
7 月頃	地域連携保全活動基本方針の策定・公表
平成 23 年 秋	生物多様性保全活動促進法の施行

3. 地域連携保全活動基本方針に盛り込むべきと考えられる内容（案）

地域連携保全活動基本方針を検討するに当たり、生物多様性保全活動促進法に定められた事項ごとに、盛り込むべきと考えられる内容（案）を整理した。

（1）地域連携保全活動の促進の意義に関する事項（法第3条第2項第1号関係）

- 地域の生物多様性を取り巻く状況
 - ・地域の生物多様性の危機
 - ・地域連携保全活動の状況（現状や課題等）
 - 我が国の生物多様性の保全上、地域連携保全活動を促進することの重要性
 - 地域連携保全活動の促進の方向性
 - ・地域の多様な主体の連携のあり方
 - ・地域の自然的社会的状況に応じて行われることの重要性
 - ・科学的知見に基づいて、順応的に行われることの重要性
- 等

（2）地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項（法第3条第2項第2号関係）

- 地域連携保全活動を促進するための各主体（国、地方公共団体、NGO/NPO、地域住民、企業等）の役割
 - 地域連携保全活動を促進するための施策
 - ・国の施策（生物多様性国家戦略等に基づく施策）
 - ・地方公共団体の施策
- 等

（3）地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項（法第3条第2項第3号関係）

- <地域連携保全活動計画の内容>
- 区域
 - ・地域の自然的社会的状況に応じた、適正な区域設定の必要性
 - ・周辺区域との関係の整理
 - 目標
 - ・地域の自然的社会的状況に応じた、適正な目標設定の必要性
 - ・具体的な目標を設定することが望ましいこと
 - 計画に盛り込む活動
 - ・地域連携保全活動の対象（どのような活動が望ましいか）
 - ・地域連携保全活動の実施主体
 - ・実施場所、実施時期及び実施方法は、具体的に記載すること
 - 国や都道府県との連携
 - ・国や都道府県の取組との連携の必要性
 - 計画期間
 - ・目標を達成するために必要な適正な計画期間の設定

<計画の作成に係る重要事項等>

■基本的な考え方等

- 地域連携保全活動基本方針に基づき作成されるものであること
- 地域連携保全活動協議会（法第5条）を設置するなど、地域の多様な主体が参画する機会を設けることが望ましいこと
- 地域の自然的社会的状況に関する情報収集や調査の重要性
- 既存の各種計画等との整合性の確保
- 土地所有者や関係機関等との調整の必要性
- 計画の案の作成に関する提案（法第4条第4項・第5項）
 - ・具体的な提案とすることが望ましいこと

■計画の作成方法等

- 複数の市町村による計画の作成
- 自然公園法等の特例に該当する場合における手続き
- 計画の見直し
 - ・実施状況を踏まえた、柔軟な対応の必要性

等

(4) 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項（法第3条第2項第4号関係）

- 地域連携保全活動計画と農林漁業等に係る行政計画（農業振興地域整備計画等）との調和の必要性
- 地域連携保全活動を行う場合における、周辺地域での農林漁業活動への配慮
- 地域連携保全活動と農林漁業活動との共生の方向性

等

(5) (1)～(4)に掲げるもののほか、地域連携保全活動の促進に関する重要事項（法第3条第2項第5号関係）

- 地域連携保全活動協議会の設置や運営に関する事項
- 地域連携保全活動支援センター（法第13条）に関する事項

等

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、生物の多様性が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることの重要性にかんがみ、地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進するための措置等を講じ、もって豊かな生物の多様性を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生物の多様性」とは、生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）第二条第一項に規定する生物の多様性をいう。

2 この法律において「地域連携保全活動」とは、生物の多様性をはぐくむ生態系に被害を及ぼす動植物の防除、生物の多様性を保全するために欠くことのできない野生動植物の保護増殖、生態系の状況を把握するための調査その他の地域における生物の多様性を保全するための活動であつて、地域の自然的社会的条件に応じ、地域における多様な主体が有機的に連携して行うものをいう。

(地域連携保全活動基本方針)

第三条 主務大臣は、地域連携保全活動の促進に関する基本方針（以下「地域連携保全活動基本方針」という。）を定めなければならない。

2 地域連携保全活動基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域連携保全活動の促進の意義に関する事項

二 地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項

三 次条第一項の地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項

四 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項

五 前各号に掲げるもののほか、地域連携保全活動の促進に関する重要事項

3 地域連携保全活動基本方針は、生物多様性基本法第十一条第一項の生物多様性国家戦略との調和が保たれたものでなければならない。

4 主務大臣は、地域連携保全活動基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、地域連携保全活動基本方針の変更について準用する。

(地域連携保全活動計画の作成等)

第四条 市町村は、単独で又は共同して、地域連携保全活動基本方針に基づき、当該市町村の区域における地域連携保全活動の促進に関する計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）を作成することができ

る。

2 地域連携保全活動計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地域連携保全活動計画の区域

二 地域連携保全活動計画の目標

三 第一号の区域において市町村又は生物の多様性を保全するための活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくはこれに準ずる者として主務省令で定めるもの（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行う地域連携保全活動の実施場所、実施時期及び実施方法その他地域連携保全活動に関する事項

四 前号の地域連携保全活動に係る国又は都道府県との連携に関する事項

五 計画期間

3 地域連携保全活動計画に特定非営利活動法人等が行う地域連携保全活動に係る事項を記載しようとする市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該特定非営利活動法人等の同意を得なければならない。

4 地域連携保全活動を行おうとする特定非営利活動法人等は、当該地域連携保全活動を行おうとする地域をその区域に含む市町村に対し、当該地域連携保全活動に係る事項をその内容に含む地域連携保全活動計画の案の作成についての提案をすることができる。

5 前項の提案を受けた市町村は、当該提案を踏まえた地域連携保全活動計画の案を作成する必要があると判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした特定非営利活動法人等に通知するよう努めなければならない。

6 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

一 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二条第二号に規定する国立公園（第六条において「国立公園」という。）の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項、第二十一条第三項若

しくは第二十二條第三項の許可又は同法第三十三條第一項の届出を要するもの

二 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五條第四項若しくは第二十七條第三項の許可、同法第二十八條第一項の届出又は同法第三十條において読み替えて準用する同法第二十一條第一項後段（同法第二十五條第四項又は第二十七條第三項に係る部分に限る。）の同意を要する行為

三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十七條第四項の許可、同法第三十九條第一項の届出又は同法第五十四條第二項（同法第三十七條第四項に係る部分に限る。）の同意を要する行為

四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九條第七項の国指定特別保護地区の区域内において行う行為であつて、同項の許可を要するもの

7 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議し、当該行為が第一号から第三号までに掲げる行為のいずれかに該当する場合にあつては、その同意を得なければならぬ。

一 自然公園法第二条第三号に規定する国定公園（第六条において「国定公園」という。）の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は同法第三十三条第一項の届出を要するもの

二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第七項の都道府県指定特別保護地区の区域内において行う行為であつて、同項の許可を要するもの

三 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八条第一項の届出又は同法第十四条第一項の許可を要する行為

四 都市緑地法第八条第七項後段若しくは第十四条第四項の規定による通知又は同条第八項後段の規定による協議を要する行為

8 前項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市が地域連携保全活動計画を作成する場合には、適用しない。

9 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、次条第一項の地域連携保全活動協

議会が組織されているときは、当該地域連携保全活動計画に記載する事項について当該地域連携保全活動協議会における協議をしなければならない。

10 生物多様性基本法第十三条第一項の生物多様性地域戦略を定めている市町村は、地域連携保全活動計画を作成するに当たっては、当該生物多様性地域戦略との調和を保つよう努めなければならない。

11 地域連携保全活動計画は、第二項第三号に掲げる事項に森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林における森林の施業が含まれるときは、当該森林の施業に係る部分について、同法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画に適合するものでなければならない。

12 市町村は、地域連携保全活動計画を作成したときは、遅滞なく、当該地域連携保全活動計画を公表するよう努めなければならない。

13 第三項から前項までの規定は、地域連携保全活動計画の変更について準用する。

（地域連携保全活動協議会）

第五条 地域連携保全活動計画を作成しようとする市町村は、地域連携保全活動計画の作成に関する協議及

び地域連携保全活動計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「地域連携保全活動協議会」という。）を組織することができる。

2 地域連携保全活動協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地域連携保全活動計画を作成しようとする市町村

二 地域連携保全活動計画に記載しようとする地域連携保全活動を行うと見込まれる特定非営利活動法人等

三 前二号に掲げる者のほか、第十三条の地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者、関係住民、学識経験者、関係行政機関その他の市町村が必要と認める者

3 地域連携保全活動協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の第十三条の地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者及び関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域連携保全活動協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、地域連携保全活動協議会の運営に関し必要な事項は、地域連携保全活動協議会が定める。

(自然公園法の特例)

第六条 地域連携保全活動計画において地域連携保全活動の実施主体として定められた者（以下「地域連携保全活動実施者」という。）が国立公園又は国定公園の区域内において当該地域連携保全活動計画に従って自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があつたものとみなす。

2 地域連携保全活動実施者が国立公園又は国定公園の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、自然公園法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(自然環境保全法の特例)

第七条 地域連携保全活動実施者が自然環境保全法第二十二条第一項の規定による自然環境保全地域（次項において「自然環境保全地域」という。）の区域内において地域連携保全活動計画に従って同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があつ

たものとみなす。

- 2 地域連携保全活動実施者が自然環境保全地域の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、自然環境保全法第二十八条第一項及び同法第三十条において読み替えて準用する同法第二十条第一項後段（同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の特例）

- 第八条 地域連携保全活動実施者が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定による生息地等保護区（以下「生息地等保護区」という。）の区域内において地域連携保全活動計画に従って同法第三十七条第四項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

- 2 地域連携保全活動実施者が生息地等保護区の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十九条第一項及び第五十四条第二項（同法第三十七条第四項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特例）

第九条 地域連携保全活動実施者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項の規定による特別保護地区の区域内において地域連携保全活動計画に従って同条第七項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

（森林法の特例）

第十条 地域連携保全活動実施者が地域連携保全活動計画に従って行う立木の伐採については、森林法第十条の八第一項の規定は、適用しない。

（都市緑地法の特例）

第十一条 地域連携保全活動実施者が都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定による特別緑地保全地区（次項において「特別緑地保全地区」という。）の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、同法第八条第一項、第二項及び第七項後段並びに第十四条第四項及び第八項後段の規定は、適用しない。

2 地域連携保全活動実施者が特別緑地保全地区の区域内において地域連携保全活動計画に従って都市緑地

法第十四条第一項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

(生物の多様性の保全上重要な土地の取得の促進等)

第十二条 国は、生物の多様性の保全を目的として国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得が促進されるよう、これらの者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。

2 環境大臣は、次に掲げる区域内の土地を国民、民間の団体又は事業者から寄附により取得したときは、当該土地における生物の多様性の保全について、当該寄附をした者の意見を聴くものとする。

一 自然公園法第二十条第一項の規定による特別地域のうち、同法第二十一条第一項の規定による特別保護地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域

二 生息地等保護区のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十七条第一項の規定による管理地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域

三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の国指定鳥獣保護区のうち、同法第二十九条第七項の国指定特別保護地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域

（地域連携保全活動支援センター）

第十三条 地方公共団体は、地域連携保全活動を行おうとする者、その所有する土地において地域連携保全活動が行われることを希望する者、地域連携保全活動に対して協力をしようとする者その他の関係者間における連携及び協力のあるせんと並びに生物の多様性の保全に関する知識を有する者の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（次条第二項において「地域連携保全活動支援センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

（国等の援助等）

第十四条 国及び地方公共団体は、地域連携保全活動に関し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国、地方公共団体及び地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者は、地域連携保全活動の円滑な実施が促進されるよう、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（主務大臣等）

第十五条 この法律における主務大臣は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

3 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、地域連携保全活動の促進に関する基本方針を定めることができる。

2 主務大臣は、前項の基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた地域連携保全活動の促進に関する基本方針は、この法律の施行の日にお

いて第三条第一項及び第二項の規定により定められた地域連携保全活動基本方針とみなす。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、土地の所有者が判明しないことその他の事情により地域における生物の多様性の保全のための活動について土地の所有者の協力が得られないことが当該活動に支障を及ぼす場合があることにかんがみ、土地の所有者の協力が得られない場合における地域における生物の多様性を保全するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

<特例の対象となる行為の一覧>

■自然公園法（国立・国定公園）（1 / 2）

条項		種別	規制行為等
第 20 条 (特別地域)	第 3 項	許可	<ul style="list-style-type: none"> ▶工作物の新築・改築・増築 ▶木竹の伐採 ▶木竹の損傷（指定区域内） ▶鉱物の掘採、土石の採取 ▶河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為 ▶汚水、廃水の排水設備を設けての排出（指定区域内） ▶広告物等の掲出・設置・工作物等への表示 ▶屋外における物の集積・貯蔵（指定物） ▶水面の埋立て、干拓 ▶土地の形状変更 ▶木竹以外の植物の採取・損傷（指定種） ▶植物の植栽・播種（指定区域内・指定種） ▶動物の捕獲・殺傷、卵の採取・損傷（指定種） ▶動物の放出（指定区域内・指定種） ▶屋根・壁面等の色彩の変更 ▶湿原等への立入り（指定区域内・指定期間内） ▶車馬・動力船の使用、航空機の着陸（指定区域内）
第 21 条 (特別保護地区)	第 3 項	許可	<ul style="list-style-type: none"> ▶工作物の新築・改築・増築 ▶木竹の伐採・損傷・植栽 ▶鉱物の掘採、土石の採取 ▶河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為 ▶汚水・廃水の排水設備を設けての排出（指定区域内） ▶広告物等の掲出・設置・工作物等への表示 ▶屋外における物の集積・貯蔵 ▶水面の埋立て、干拓 ▶土地の形状変更 ▶火入れ、たき火 ▶木竹以外の植物の採取・損傷、落葉・落枝の採取 ▶木竹以外の植物の植栽・播種 ▶動物の捕獲・殺傷、卵の採取・損傷 ▶動物の放出 ▶屋根・壁面等の色彩の変更 ▶湿原等への立入り（指定区域内・指定期間内） ▶車馬・動力船の使用、航空機の着陸

■自然公園法（国立・国定公園）（2 / 2）

条項		種別	規制行為等
第 22 条 (海域公園地区)	第 3 項	許可	<ul style="list-style-type: none"> ▶工作物の新築・改築・増築 ▶鉱物の掘採、土石の採取 ▶広告物等の掲出・設置・工作物等への表示 ▶動植物の捕獲・殺傷・採取・損傷（指定区域内・指定種） ▶海面の埋立て、干拓 ▶海底の形状変更 ▶物の係留 ▶汚水・廃水の排水設備を設けての排出 ▶動力船の使用（指定区域内・指定期間内）
第 33 条 (普通地域)	第 1 項	届出	<ul style="list-style-type: none"> ▶工作物の新築・改築・増築（一定規模以上） ▶特別地域内の河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為 ▶広告物等の掲出・設置・工作物等への表示 ▶水面の埋立て、干拓 ▶鉱物の掘採、土石の採取（海域については、海域公園地区の周辺 1km のみ） ▶土地の形状変更 ▶海底の形状変更（海域公園地区の周辺 1km のみ）

■自然環境保全法（自然環境保全地域）

条項		種別	規制行為等
第 25 条 (特別地区)	第 4 項	許可	<ul style="list-style-type: none"> ▶工作物の新築・改築・増築 ▶土地の形質変更 ▶鉱物の掘採、土石の採取 ▶水面の埋立て、干拓 ▶河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為 ▶木竹の伐採 ▶木竹の損傷（指定区域内） ▶植物の植栽・播種（指定区域内・指定種） ▶動物の放出（指定区域内・指定種） ▶汚水・廃水の排水設備を設けての排出（指定区域内） ▶車馬・動力船の使用、航空機の着陸（指定区域内）
第 27 条 (海域特別地区)	第 3 項	許可	<ul style="list-style-type: none"> ▶工作物の新築・改築・増築 ▶海底の形質変更 ▶鉱物の掘採、土石の採取 ▶海面の埋立て、干拓 ▶動植物の捕獲・殺傷・採取・損傷（指定区域内・指定種） ▶物の係留 ▶動力船の使用（指定区域内・指定期間内）
第 28 条 (普通地区)	第 1 項	届出	<ul style="list-style-type: none"> ▶工作物の新築・改築・増築（一定規模以上） ▶土地（海底を含む）の形質変更 ▶鉱物の掘採、土石の採取 ▶水面の埋立て、干拓 ▶特別地区内の河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為
第 30 条において読み替えて準用する第 21 条 (地方公共団体による行為)	第 1 項	同意	<ul style="list-style-type: none"> ▶第 25 条第 4 項及び第 27 条第 3 項の許可を要する行為に該当するもの限る。

■絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（生息地等保護区）

条項	種別	規制行為等
第 37 条 (管理地区)	第 4 項 許可	<ul style="list-style-type: none"> ▶工作物の新築・改築・増築 ▶土地（水底を含む）の形質変更 ▶鉱物の掘採、土石の採取 ▶水面の埋立て、干拓 ▶河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為 ▶木竹の伐採 ▶動植物の種の個体等の捕獲等 ▶汚水・廃水の排水設備を設けての排出（指定区域内） ▶車馬・動力船の使用、航空機の着陸（指定区域内） ▶動植物の放出・植栽・播種（指定種） ▶物質の散布（指定物） ▶火入れ、たき火 ▶動植物の観察（指定方法）
第 39 条 (監視地区)	第 1 項 届出	<ul style="list-style-type: none"> ▶工作物の新築・改築・増築 ▶土地（水底を含む）の形質変更 ▶鉱物の掘採、土石の採取 ▶水面の埋立て、干拓 ▶河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為
第 54 条 (地方公共団体による行為)	第 2 項 同意	▶第 37 条第 4 項の許可を要する行為に該当するものに限る。

■鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護区）

条項	種別	規制行為
第 29 条 (特別保護地区)	第 1 項 許可	<ul style="list-style-type: none"> ▶工作物の新築・改築・増築 ▶水面の埋立て、干拓 ▶木竹の伐採 ▶木竹以外の植物の採取・損傷、落葉・落枝の採取（指定区域内） ▶動物の捕獲・殺傷、卵の採取・損傷（指定区域内） ▶火入れ、たき火（指定区域内） ▶車馬・動力船の使用（指定区域内） ▶動物の持込み（指定区域内） ▶撮影・録画・録音、動植物の観察（指定区域内・指定方法）

■森林法（地域森林計画の対象となっている民有林）

条項		種別	規制行為
第10条の8	第1項	届出	▶立木の伐採

■都市緑地法（特別緑地保全区、緑地保全地域）

条項		種別	規制行為等
第8条 (緑地保全地域)	第1項	届出	▶建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ▶宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質変更 ▶木竹の伐採 ▶水面の埋立て、干拓
	第7項 後段	通知	▶地方公共団体が行う行為（第1項の届出を要する行為）
第14条 (特別緑地 保全地区)	第1項	許可	▶建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ▶宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質変更 ▶木竹の伐採 ▶水面の埋立て、干拓
	第4項	通知	▶政令で定める行為（工作物の新築・改築・増築等）
	第8項 後段	協議	▶地方公共団体が行う行為（第1項の許可を要する行為）



生物多様性条約第10回締約国会議の結果概要

■ COP10日本開催 ■

■ 期 間： **2010年10月18日(月)～29日(金)**

■ 閣僚級会合 10月27日～29日

■ カルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5) 10月11日～15日

■ 場所：名古屋国際会議場

■ 参加者：締約国179カ国、国際機関、NGO等オブザーバー 他

■ 参加者数：13,000人以上（締約国・オブザーバー・報道関係者・スタッフ）

■ 公式サイドイベント数：約350

■ 標語：「いのちの共生を、未来へ」
“Life in Harmony, into the Future”

■ 関連会議・イベント

■ 生物多様性に関する国会議員会合など

■ 生物多様性交流フェア（11万8千人以上）



1. 新戦略計画（愛知目標）

■ 長期目標 【Vision】

○「自然と共生する（*Living in harmony with nature*）」世界

○「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界

■ 短期目標（2020年）【Mission】

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

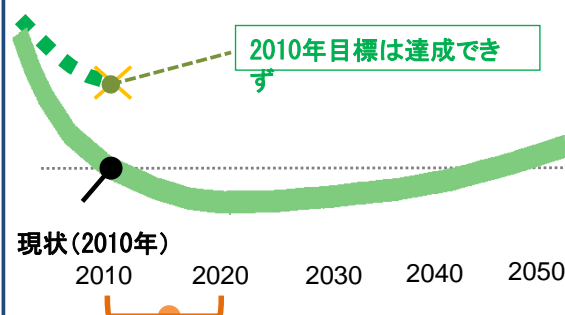
◇これは2020年までに、

- ・ 抵抗力のある生態系と、
- ・ その提供する基本的なサービスが継続されることを確保。

この結果 → 地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献。

◇これを確保するため、

- ・ 生物多様性への圧力の軽減、
- ・ 生態系の回復、
- ・ 生物資源の持続可能な利用、
- ・ 遺伝資源の便益を公正かつ衡平に配分、
- ・ 適切な資金資源の提供、
- ・ 生物多様性の問題の主流化 などを進める。



■ 2011年からの10年間を「国連生物多様性の10年」とすることを提案

国際社会、市民社会が一体となって生物多様性の損失を抑えるための重点期間と位置づけ(2010年5月に提案)

ポスト2010年目標(愛知目標)

■ 20の個別目標【Target】

- 目標1：人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
- 目標2：生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込まれる。
- 目標3：生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される。
- 目標4：全ての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。
- 目標5：森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。
- 目標6：水産資源が持続的に漁獲される。
- 目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。
- 目標8：汚染が有害でない水準まで抑えられる。
- 目標9：侵略的外来種が制御され、根絶される。
- 目標10：サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。

- 目標11：陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される。
- 目標12：絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。
- 目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。
- 目標14：自然の恵みが提供され、回復・保全される。
- 目標15：劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。
- 目標16：ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。
- 目標17：締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。
- 目標18：伝統的知識が尊重され、主流化される。
- 目標19：生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。
- 目標20：戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。



2. 遺伝資源の取得と利益配分（ABS）に関する名古屋議定書の概要

目的

遺伝資源の利用から生じた利益を公正かつ衡平に配分することによって、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する。

遺伝資源の利用

「遺伝資源の利用」とは、バイオ・テクノロジーの適用を含む、遺伝資源の遺伝的、生物化学的な構成に係る研究開発の実施を意味すると定義。

⇒「遺伝資源の利用」には派生物の利用も含み得る。

範囲

この議定書は、生物多様性条約の範囲の遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識並びにそれらの利用により生じる利益に適用。

⇒遡及適用は認められない。

公正かつ衡平な利益配分

遺伝資源及びそれに関連する伝統的知識の利用により生じる利益は、相互合意条件(契約)に基づき当事者間で公正かつ衡平に配分される。

アクセス

アクセスに係る事前同意を求める各締約国は、適切な場合には、ABSに係る要求の法的確実性、明確性、透明性を確保する。

特別の考慮

非商業目的の研究に係るアクセスへの簡易な措置、人や動植物の健康に脅威又は損害を与える現実の又は差し迫った緊急事態における特別の対応を考慮。

利益配分のための多国間メカニズム

各締約国は、国境を跨ぐ遺伝資源の場合、事前同意を得ることができない場合に、公正かつ衡平な利益配分を実現するための多国間メカニズムの必要性を検討。

ABSに係る国内法又は規制に関する遵守

各締約国は、自国内で利用される遺伝資源が、他国のABS国内法・規制で求められるとおり、事前同意に従ってアクセスされ、相互合意条件が締結されていることを促進するために、適当で効果的で均衡のとれた措置を実施。⇒各締約国の措置には自由度、裁量が認められる。

遺伝資源の利用に係る監視

各締約国は、適当な場合には、遺伝資源の利用に関する監視のために一つ以上のチェックポイントを指定。チェックポイントは、状況に応じて利用者に情報提供を求め、研究、開発、商品化などの各段階で情報収集する機能を持つ。

3. IPBES（生物多様性版IPCC）

（生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）
Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services

【目的】 生物多様性に関する科学と政策のつながりを強化し科学を政策に反映させる

- 国連環境計画(UNEP)の主導により、
生物多様版IPCCの設立を検討
- 我が国はIPBES設立を支持、各国へ働きかけ
- 2010年6月：韓国で開催された第3回政府間
会合において、IPBES設立に基本合意



■ 活動内容・体制

- ・新たな研究活動は行わないが、科学情報のニーズを特定し、関係団体との対話により、新たな知見の生成を促進
- ・世界規模及び地域レベルのアセスメントを実施、政策立案・実施への活用を支援
- ・能力養成活動への資金支援等の実施
- ・独立した政府間機関として、1つ又は複数の既存の国連組織により運営

COP10

第65回国連総会に対し、IPBESの早期設立について検討を奨励する決議を採択



4. SATOYAMAイニシアティブ

■ 背景

- 生物多様性を保全していくには

原生的な地域を保全するだけでなく「里山」のように人の影響を受けて形成・維持されてきた二次的自然環境の保全や再活性化も同じく重要。

- こうした地域は世界中で見られるが

都市化や産業発展、急激な人口の増加・減少などの理由により、多くの場所で危機にさらされ、既に失われてしまったところも多い。



日本（東アジア）



インドネシア（東南アジア）



マラウイ（アフリカ）



ドイツ（ヨーロッパ）



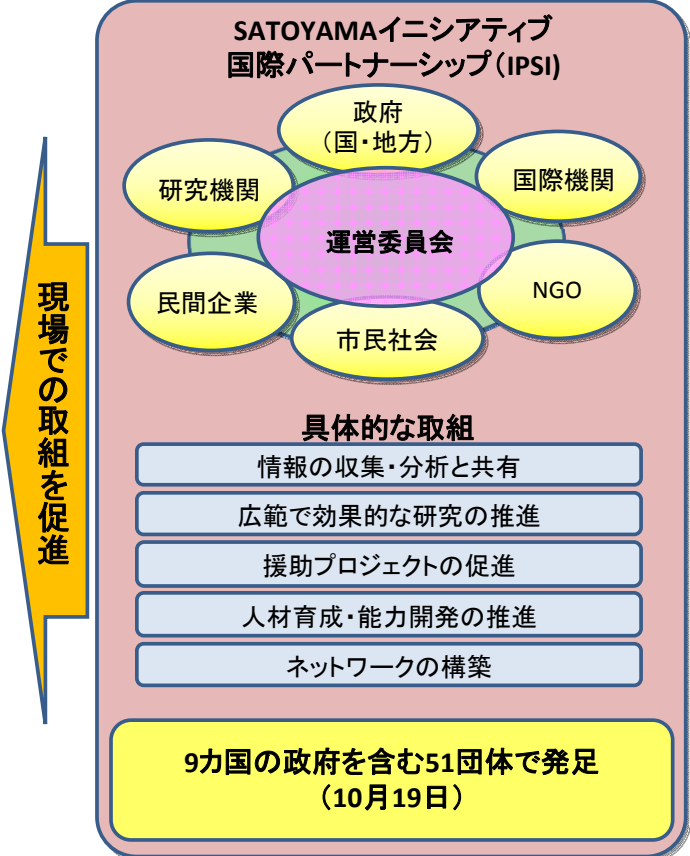
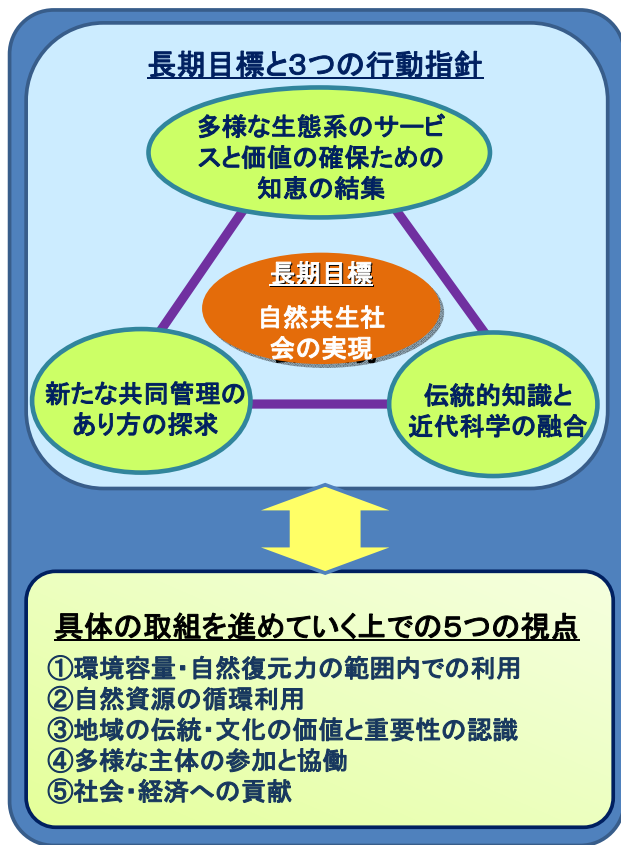
オーストラリア（大洋州）

■ 目的

自然共生社会の実現を通じ、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理を推進し、人間の福利向上及び生物多様性条約の目的の達成に資する。

SATOYAMAイニシアティブ

国際パートナーシップを通じた取組の促進



5. 生態系と生物多様性の経済学

(TEEB : The Economics of Ecosystems and Biodiversity)

TEEB: 地球規模での生物多様性の経済的価値に注目し、生物多様性の損失や生態系の劣化に伴う費用の増加を取り上げ、科学や経済の専門家をつなげることで、今後の実行可能な施策立案を可能とするための国際的なイニシアティブ。

平成19年3月 G8環境大臣会合 (ドイツ・ポツダム)

○ 「ポツダム・イニシアティブー生物多様性2010」が支持され、生物多様性の地球規模の損失に関する経済的評価の重要性が指摘される。



ドイツ政府がドイツ銀行のスクデフ氏を中心に研究を開始
第1フェーズ: 平成19年5月～平成20年5月

平成20年5月 生物多様性条約COP9 (ドイツ・ボン)

○ 閣僚級会合でスクデフ氏よりTEEBの中間報告が発表される。
(TEEBは2つのフェーズで構成。中間報告は第1フェーズの要約。)



第2フェーズをとりまとめ (日本も一部協力)
第2フェーズ: 平成20年5月～平成22年10月 (予定)

平成22年10月 生物多様性条約COP10 (名古屋)

○ 最終報告書が公表。
経済学的観点から生物多様性の喪失について世界レベルで研究された成果をとりまとめたもの。



6. 自治体の取組の強化

★生物多様性国際自治体会議 (Biodiversity City Summit 2010)

- 日時: 2010年10月24-26日
- 主催: COP10支援実行委員会、愛知県、名古屋市
- 共催: 生物多様性条約事務局、ICLEI
- 参加者: 30ヶ国・249団体(国内自治体129団体、海外自治体56団体、国際機関等64)、679人が参加。

愛知・名古屋宣言の採択

- 都市には世界の半数以上の人々が居住
- 都市と地方自治体は、生態系サービスに大きく依存

★都市と地方自治体の貢献

- ・生物多様性に配慮した都市環境の整備
- ・生物多様性に関する意識啓発
- ・グリーン購入の推進
- ・各種ネットワークの支援 など

★国際的な連携促進

- ・世界各地の地方自治体によるイニシアティブ
- ・その他、各種フォーラム・国際組織を通じた貢献を歓迎

★COP10決議「都市と地方自治体に関する行動計画」の支持

- ・国等への協力
- ・生物多様性地域戦略の策定・実施
- ・持続可能な社会の実現
- ・モニタリングと評価
- ・各種イニシアティブへの参加 など

COP10ハイレベル会合での成果報告

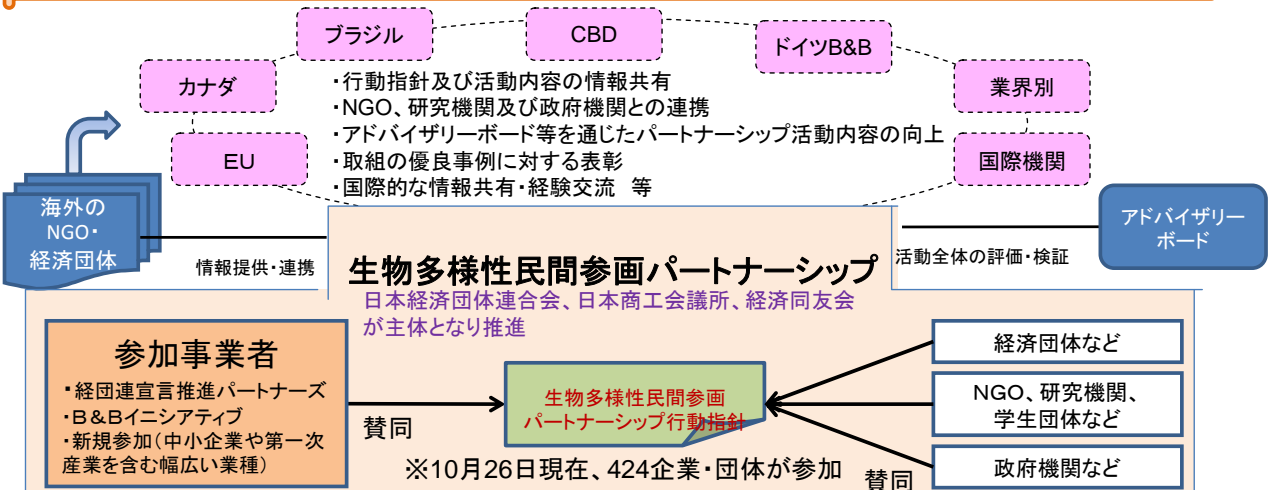
COP10決定

2011年から2020年までの地方自治体の生物多様性に関する行動計画を承認し、締約国や他の政府機関に対し、同計画の実施を奨励する決定を採択。



7. 民間参画の推進

生物多様性民間参画イニシアティブ イメージ



生物多様性民間参画パートナーシップ行動指針

1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す
2. 生物多様性の危機に対してグローバルな視点を持ち行動する
3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む
4. 資源循環型経営を推進する
5. 生物多様性に学ぶ産業・暮らし・文化の創造を目指す
6. 国内外の関係組織との連携・協力を努める
7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する

行動指針の趣旨に賛同し、行動指針(1項目以上)に沿った活動を実践、向上、推進する意思のあることが参加要件



8. 今後の対応（国内対応）

- 1 生物多様性国家戦略の改定、地域戦略の策定促進
 - ・ポスト2010年目標を踏まえ、国家戦略を2012年度中の改定に向けて作業に着手。
 - ・地方公共団体における生物多様性地域戦略の策定促進。
- 2 保護区域（国立公園、国定公園）の拡充
 - ・生物多様性保全等の観点から重要な地域を全国レベルで調査、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張等。
- 3 海洋保護区についての取組
 - ・海洋の生物多様性の保全を総合的に推進することを目的とした海洋生物多様性保全戦略を本年度中に策定。重要海域を抽出するとともに、海洋保護区のネットワーク形成を目指す。
- 4 希少野生動植物種の保全
 - ・種の保存法を始めとした希少野生動植物の保全のあり方の総合的な検討を開始。
- 5 ABSの国内制度の整備
 - ・名古屋議定書の締結に必要な国内制度の検討。
- 6 国連生物多様性の10年決議を踏まえた各主体の取組促進
 - ・「国連生物多様性の10年委員会（仮称）」を設置し、自治体、経済界、NGOなど各セクターによる取組を推進。
- 7 生物多様性民間参画イニシアティブの支援
 - ・経済界主導でCOP10期間中に開始された同イニシアティブへの支援。

今後の対応（国際貢献）

- 1 生物多様性日本基金
 - ・ポスト2010年目標の達成のため、生物多様性日本基金を通じた効果的な途上国支援。
- 2 SATOYAMAイニシアティブ
 - ・COP10において発足した、国際パートナーシップに参加する各国・各国際機関等と連携しながら、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理のための取組を推進。
 - ・具体的には、事例の収集・分析・情報交換・研究の推進を含め、途上国の自発的な取組を支援。
 - ・パートナーシップの第1回会合を今年度内に開催。国連大学高等研究所が暫定事務局を務める。
- 3 IPBES
 - ・設立に向けて積極的に参画し、特にアジア太平洋地域におけるIPBESの活動を主体的に担う。平成23年度予算において、アジア太平洋地域における関係国協議会合の開催を検討中。
 - ・本年末の国連総会での決議を経て、設立に向けた作業が進められる見通し。
- 4 国連生物多様性の10年
 - ・愛知目標の2020年での達成を目指したフォローアップ。
- 5 生物多様性の経済評価
 - ・TEEB（生態系と生物多様性の経済学）プロジェクトのCOP10での報告を受けて、世界銀行が新たに発足させる「生態系と生態系サービスの価値評価に関するパートナーシップ」に我が国も参加し、5カ年計画で価値測定や国家勘定への組み入れに関する試行やガイドラインの作成を進める。
- 6 ABS多国間資金メカニズム
 - ・名古屋議定書の実施に必要な途上国の能力養成を行うABS多国間資金メカニズムの構築に向けて貢献。

生物多様性国家戦略 2010（抜粋）

<抜粋箇所>

- ・ 第2節 基本戦略 1 生物多様性を社会に浸透させる
- ・ 第3節 普及と実践 1 普及広報と国民的参画

～以下抜粋～

第2節 基本戦略

生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を推進していくためには、多くの主体が関心を持ち、それぞれの地域で自然的・社会的特性に応じた活動に主体的に参画することが不可欠です。また、環境変化に対する順応性が高い健全な生態系を確保するため、全国規模・地球規模の視点で大きなネットワークをつくり、取組を広げていくことも重要です。

こうした点を踏まえ、100年先を見通したうえで、おおむね平成24年度までの間に重点的に取り組むべき施策の大きな方向性について、①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する、の4つを基本戦略として挙げます。

1 生物多様性を社会に浸透させる

生物多様性の状況は地球規模で悪化をしており、また、わが国の生物多様性の危機も解消されていません。一方で、生物多様性は私たちの暮らしを支えている重要な存在ですが、平成16年の調査では、「生物多様性」の意味を知っている人は10%、言葉聞いたことがある人を含めても30%（環境省調査）、5年後の平成21年度においてもそれぞれ13%、36%（内閣府世論調査）と、その認知度は高まる傾向が見られるものの、依然として低い状況にあります。自然の恵み豊かな国土を将来世代に引き継いでいくためにも、私たちひとりひとりの日常の暮らしにとどまらず、社会全体で生物多様性について考えたり、意識したりすることが必要です。地方公共団体、企業、NGO、学術団体などにより、さまざまな取組が始まっていますが、これらの動きは一部の先進的な団体にとどまっているともいえます。COP10の開催を契機にこの芽生えを大きくはぐくみ、生物多様性を意識し、行動につなげていくということを国民運動として社会全体のうねりに高めていくことが必要です。このため、生物多様性の保全の重要性が地方公共団体、事業者、国民などにとって常識となり、それぞれの行動に反映される、いわば「生物多様性の社会における主流化」が実現されるよう、パートナーシップにより多くの国民や団体の参加を得て生物多様性に関連する取組を行う「いきものにぎわいプロジェクト」をはじめ、それぞれの主体に対応した取組を推進するとともに、教育・学習・体験の推進やライフスタイルの転換の提案を通じて、生物多様性を社会に浸透させていきます。

〈広報の推進と官民パートナーシップ〉

国連が国際生物多様性年と定める 2010 年（平成 22 年）に、COP10 が、「いのちの共生を、未来へ」をスローガンとして、わが国で開催されることを契機に、生物多様性の現状や重要性について国民の理解を進めるための取組を展開することが必要です。このため、私たちの暮らしとの関係を訴えることにより生物多様性を身近なものとして感じてもらうためのさまざまな取組を推進するほか、国際生物多様性の日（5 月 22 日）における普及啓発のためのイベントの実施など広報を強力に進めます。また、国民が、釣糸を放置したり、飼いきれなくなったペットを野外に放したりすることなどのないよう、それらの行為が生物多様性に与える影響を具体的事例とともに分かりやすく伝えることにも取り組みます。広報にあたっては、国民に広く情報提供を行うため、各種のメディアとも連携・協力しながら、丁寧でわかりやすい情報提供・情報発信に努めます。

生物多様性を国民に普及するための情報発信に協力する「地球いきもの応援団」のメンバーを拡充していくとともに、生物多様性を端的に分かりやすく示すコミュニケーションワード「地球のいのち、つないでいこう」をロゴマークとともに普及していくことで、国民に広く生物多様性についての認識を広めていきます。

これらの取組を進めていくにあたっては、国と地方公共団体、そして企業、NGO など民間団体との連携による取組を強力に進めることが必要です。国連からも、国際生物多様性年にあたって、多様な分野の代表者を含む国家的な委員会の設置が奨励されていることから、国、地方公共団体、経済界、メディア、NGO、有識者などの官民の関係者によるパートナーシップの場として、国際生物多様性年国内委員会を設置し、多様な主体の連携のもとで取組を推進します。

〈地方公共団体、企業や市民の参画〉

生物多様性の保全は国が国家戦略を策定することだけで実現されるわけではなく、地域での活動に結びつくことが重要です。その間をつなぎ、生物多様性を保全することの重要性を浸透させ、地域における行政、企業、NGO、地域住民などによる生物多様性の保全を通じた自然共生社会づくりのためのさまざまな取組を進めるためには、まず都道府県をはじめ地方公共団体が、それぞれの地域の特性に応じて生物多様性地域戦略をつくることが不可欠です。生物多様性基本法においても、地方公共団体が生物多様性地域戦略を策定することが努力義務として規定されました。生物多様性地域戦略は、地方における生物多様性に関わる部局間相互の連携を図るためにも必要なものであり、都道府県版レッドデータブック、レッドリストが全都道府県でつくられたように、すべての地方公共団体により早い段階で生物多様性地域戦略が策定されることが期待されます。その際、流域や山地などの一定のまとまりを有する複数の地方公共団体が共同して地域戦略を策定するのも望ましい方法のひとつです。都道府県や市町村に対して「生物多様性地域戦略策定の手引き」を普及し、各地域におけるさまざまな主体による生物多様性保全のための取組事例を紹介することによって、効果的な地域戦略の策定や実践的な取組を促します。併せて、流域圏などさまざまなレベルの空間単位を重視した地域戦略の策定を効率的に行うための指針について検討します。

最近、世界では、環境と経済が持続的に発展する社会を目指し、環境負荷を減らす取組に重点的に投資を行い、経済効果や雇用効果を生み出そうとする「グリーン・ニューディール」と呼ばれる動きが広がっています。さらに、企業による生物多様性に配慮した取組も増加しています。わが国でも、日本経済団体連合会が、平成 21 年 3 月に「日本経団連生物多様性宣言」を発表し、国際社会の一員として、すべての人々との間で役割と責任を分かち合い、連携・協力して生物多様性に資する行動を促進するための 7 つの宣言と行動指針を示しました。個々の事業者の活動を見ても、例えば、ある企業では持続可能な漁業による産品であることを示す MSC のエコラベルを貼った水産物を流通させていますし、ある生活協同組合連合会では生物多様性を豊かにする有機農業を広めるため田んぼの生きもの調査の取組を行っています。また、原材料の調達地である海外の熱帯林の保全に協力している企業や NGO と協力した谷筋の田んぼの再生を通じて生物多様性の保全のほか社員の環境意識の向上と福利厚生を同時に進めている企業もあります。事業者の活動は、原材料の調達、遺伝情報の活用、土木建築などさまざまな場面で生物多様性に影響を与えたり、その恩恵を受けたりしています。また、事業者の活動は、消費者の意識に支えられており、国民ひとりひとりの消費行動と密接なつながりがあります。内閣府が平成 21 年 6 月に実施した世論調査の結果では、生物多様性に配慮した企業活動を評価するとした人が 8 割を超えています。このことから、事業者が社会的責任（CSR）としてのさまざまな活動を含めた企業活動全般を通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会経済的な仕組みの中に組み込むことが重要です。事業者が、生物多様性に配慮した活動に自主的に取り組むことを促すため、企業関係者、NGO、専門家による検討やパブリックコメントを経て策定された「生物多様性民間参画ガイドライン」について、幅広い主体へ普及広報するとともに、事業者に対し、活用の促進を働きかけていきます。また、こうしたわが国の取組を世界に向けて発信するとともに、このような取組に賛同する事業者が参画する「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」のような枠組みを検討します。また、生物多様性に配慮した商品・サービスや農林水産物などを展示会などさまざまな機会を活用して紹介したり、これらに適用する認証マークや認証制度の普及に努めたり、環境に配慮した不動産の市場価値を適正に評価する仕組みを検討することと併せて、消費や投資を行う人々が適切な判断を行うために必要となる情報の提供を行うことなどにより、生物多様性に配慮した事業者、消費者などの活動が相乗的に広がっていくことを目指します。

地方公共団体や企業、NGO、地域住民など多くの主体が、それぞれの地域の視点で生物多様性の保全に関する活動を各地で進めることが重要であることから、さまざまな主体の参画を促し、市民などの多様な考え方を活かした活動の支援や経済的措置を含めた制度や社会的な評価の仕組みを充実させる必要があります。こうしたことを踏まえ、民間団体と土地所有者、企業、地方公共団体などの関係者のニーズのマッチングなど、地域の主体の連携による生物多様性の保全の取組を促進する仕組みの検討や、野生動植物の保護管理や外来種対策、重要地域の保全対策など、地域が主体となった生物多様性の保全・再生の活動や総合的な計画づくりの支援を行います。また、各地の事例を分かりやすく伝えることも含めた、活動地域間の「人」と「情報」のネットワークの形成を進めます。その一環として、地域において生物多様性の保全に関

する活動を行っている人々に参加してもらい、専門家、地域の自然に詳しいNGOなどが中核となってその地域のモニタリングをしてもらう市民参加型調査を進め、その結果を広く公表していくことによってさらに生物多様性を深く理解するようになっていきます。

〈教育・学習・体験の推進やライフスタイルの転換〉

生物多様性が人類を含むすべての生物にとって重要であることを、多くの人々の共通認識とすることが必要であり、そのためには各段階での教育・学習を進めることが重要です。特に、家庭や学校、地域において生物多様性や生物、地形・地質などについての教育・学習を進めることにより、子どもの頃から自然や生きものを知り、体感することが大事です。そのため学校教育において生物や地学などを含めた環境教育の推進に努めるとともに、教員や環境保全の活動に携わる人々を対象とした環境教育や体験学習に関する研修などの取組を進めます。また、子どもが放課後に、地域の中で地域の協力を得て地域に固有の自然に遊び、親しむことを通じて自然を学ぶ自然体験学習を進めていきます。生物多様性の危機的な状況を克服し、環境の持続可能性を維持しつつ経済的な発展を実現するため、持続可能な社会づくりのための新しい環境教育のあり方を検討するとともに、人材育成を推進します。

地域の人々に対する社会教育も重要であり、博物館や調査研究機関をはじめ地域のさまざまな施設も活用しつつ、地域における生物多様性について認識を深めるための教育・学習を進めます。また、生物多様性の分野で国際的にも活躍できるよう専門家を支援するとともに、大学などにおける環境に関する人材の育成を支援します。

さらに、環境の保全についての国民の理解を進め、環境教育を進める場として活用するため、自然環境の保全を前提とした適切な利用のルールに基づくエコツーリズムを推進し、生物多様性を保全しながら、活力ある持続可能な地域社会を実現します。

自然とふれあう機会が少なくなっている現代の子どもたちにとっては、学校や地域における教育や学習だけでなく、「五感で感じる」原体験の機会を増やすことも重要です。子どもたちがのびのびと遊べる森、里、水辺や海辺づくりや都市の中の身近な自然とふれあえる空間づくり、農山漁村の長期滞在など、自然体験のための社会的なシステムをつくっていきます。

優れた自然環境を有する国立公園などでは、自然観察会の実施やビジターセンターにおける普及啓発活動などを通じて、多くの人々が自然とふれあい、わが国の自然の豊かさを実感できる機会を提供します。

また、食料や木材など多くの自然資源を輸入し、利用する私たちの消費行動が、輸出国の生物多様性の恩恵の上に成り立っている面もあることを認識し、国民ひとりひとりが行動することで、世界の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に対して大きな効果を発揮します。具体的には、生物多様性に配慮した食品や木材製品を選択することや生物多様性の保全に積極的に取り組む企業の商品を選択的に購入したり、そうした企業への投資を行うなどの行動が考えられますが、このような観点からのライフスタイルの転換についても、生物多様性に配慮した商品を選択する目安や行動による生物多様性への影響を分かりやすく示すことなどにより、生物多様性民間参画ガイドラインの普及と連動させつつ提案していきます。

第3節 普及と実践

(基本的考え方)

現代の私たちが享受している物質的に豊かな生活は、大量生産・大量消費を基調としており、これが生物多様性を脅かしている大きな要因となっています。一方、私たちの生活が生物多様性の恵みに支えられていることについてあまり認識されていないことや、生物に関する基本的な知識を身に付ける機会の減少といった、私たちの認識や知識の不足も生物多様性を脅かしている大きな要因といえます。

現代の世代の利便や豊かさを追求するだけではなく、将来の世代に豊かな生物多様性を引き継ぐことの必要性をひとりひとりが理解し、ひとりひとりが主体的に行動することや、自らのライフスタイルを見直していくことが大切です。

ひとりひとりの主体的な行動を促すためには、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を社会に浸透させることが重要であり、普及広報、環境教育・環境学習を積極的に推進していく必要があります。例えば、生きものを飼育したり観察したりといった生物多様性に「ふれる」行動、地域の自然保護活動に参加したり、旬のもの・地のものを食べるといった生物多様性を「守る」行動、生物多様性の危機について話し合うなど、生物多様性を「伝える」行動などが、人から人へとつながり、ひとりひとりに広がっていくことが大切です。その際、単純な知識の伝達にとどまらず、自然を体感することも重要です。わが国では、都市化・工業化の進行に伴って人と自然との接触の機会が少なくなりましたが、自然とふれあう機会を増やすことにより、人間が自然生態系の構成要素のひとつであることや、生物多様性の恵みを認識し、自然との共生への理解を深めることが可能となります。

また、生物多様性の保全は、政府のみの取組で達成できるものではありません。国、地方公共団体、企業、NGO、国民などさまざまな主体が共通認識のもとに、互いに連携、協力しながら、さまざまな取組に積極的に参画することが不可欠です。COP8において民間参画に関する決議が採択されたことを受け、2008年（平成20年）にドイツで開催されたCOP9の閣僚級会合では、ドイツ政府が条約の目的達成に企業の関与を強化するための「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」を立ち上げ、日本企業9社を含む34企業が条約の目的達成に資する取組の実施を約束する「リーダーシップ宣言」に署名するなど、国際的にも多様な主体の参画への関心は高まっており、企業の社会的責任（CSR）の一環として企業などが独自の生物多様性の保全を模索する動きも広がりつつあります。これらの取組を飛躍的に推進するためには、財政的な支援などを含めた経済的措置や人材の育成を積極的に講ずる必要があります。

「生物多様性基本法」においても、国に加えて、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務が規定されたほか、国の基本的施策として、生物多様性に配慮した事業活動の促進や多様な主体の連携・協働と自発的な活動の促進、国民の理解の推進などのために必要な措置を講ずることとされています。

このように、生物多様性の重要性が、地方公共団体、企業、国民などさまざまな主体にとって常識となり、それぞれの行動に反映される、いわば「生物多様性の社会における主流化」が実現されるよう、それぞれの主体に対応した取組を推進します。

なお、前述の自然とのふれあいには、人間性を回復し、子どもたちの健全な育成を支えたり、環境問題に対する的確な認識や行動を引き出す効果も期待されますが、一

方で、これは自然環境の持続可能な利用の範囲内で行われることを前提に行われなくてはなりません。

1. 普及広報と国民的参画

(施策の概要)

生物多様性の意義や生物多様性国家戦略、生物多様性総合評価の結果明らかになるわが国の生物多様性の現況への国民の理解を深め、具体的な行動を引き出すためには、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する普及広報が大切です。また、地方公共団体、企業、NGO、国民などさまざまな主体の参画を促進するため、それぞれの主体に期待される取組を明確化し、主体同士の情報共有、地域の教育機関などを含む多様な主体の連携、優良な取組を奨励する仕組みなどを構築することなども大切です。

一方、「生物多様性」という言葉は抽象的で分かりにくい面があるうえ、自分たちの暮らしとの接点が見いだせないという声も少なくありません。生物多様性を私たちの暮らしとの関係から考えてみると、単にさまざまな生きものがたくさんいるというだけではなく、生物多様性の恵みがもたらす「暮らしのにぎわい」、人も生きものも生き生きと暮らす「地域のにぎわい」という意味があるといえます。

2010年(平成22年)は、わが国でCOP10が開催されるとともに、国連が定める「国際生物多様性年」でもあり、「生物多様性、それはいのち 生物多様性、それは私たちの暮らし」をスローガンに、生物多様性の重要性やその国際的な動向に関する関心が飛躍的に高まることが期待されます。このため、2010年(平成22年)は、国際的な動向を含め、生物多様性の重要性を子どもたちの世代も含めて広く社会に浸透させていく絶好の機会であり、「人と自然が共生する未来の社会像」を、にぎやかな前向きのイメージや具体的な暮らしとの接点などを意外感とともに示していく必要があります。このようなことから、各主体の取組を推進することを目指して、多くの国民や団体の参加を得て生物多様性に関連する取組を「いきもののにぎわいプロジェクト」として展開していきます。

1. 1 普及広報と国民的参画の推進

(現状と課題)

これまで、「国際生物多様性の日」(5月22日)を記念した行事をはじめ、生物多様性センターにおける展示、各種行事やパンフレット、インターネットなどを活用して普及広報を行ってきましたが、平成21年度に内閣府が行った世論調査では、「生物多様性」という言葉を聞いたことがある人が36.4%でした。平成16年度に環境省が実施した調査結果の30.2%と比較して、6.2ポイント増加していますが、「生物多様性」という言葉の認知度は依然として低い状況にあります。自然の恵み豊かな国土を将来世代に引き継いでいくためにも一般の人々が暮らしの中で生物多様性について考えたり、意識したりすることが必要です。

平成20年6月に施行された生物多様性基本法では、生物多様性に関する地方公共団体、事業者、国民及び民間団体の責務や生物多様性地域戦略の策定が規定されたほか、国の行うべき施策として、生物多様性に配慮した事業活動の促進、多様な主体の

連携及び協働、自発的な活動の推進、国民の理解の増進などが盛り込まれました。このため、生物多様性の重要性を分かりやすく伝えることや、官民のパートナーシップにより国内各層の取組の推進を図ります。国だけでなく、地方公共団体、企業をはじめとする事業者、NGO、国民など多様な主体がそれぞれの行動の中に生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を内部化したり、これらの主体が連携して活動できるような仕組みづくりや、国民が自ら体験・参画することによってその重要性を実感できる機会づくりが必要です。

これらを踏まえ、2010年（平成22年）のわが国でのCOP10開催に向けて以下に示す施策を「いきものにぎわいプロジェクト」として強力に進めます。また、その一環として、企業などの事業者が生物多様性に配慮した活動を自主的に行う際の指針となる「生物多様性民間参画ガイドライン」（平成21年8月公表）や、地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を促進するための「生物多様性地域戦略策定の手引き」（平成21年9月公表）の普及広報・活用促進などを図ります。

（具体的施策）

- 国、地方公共団体、経済界、メディア、NGO、有識者などの官民の関係者によるパートナーシップの場として、国際生物多様性年国内委員会を設置し、生物多様性に対する社会の認識を高めるとともに、多様な主体の連携と各主体の取組を強力に推進します。（環境省）
- 生物多様性の重要性を一般の人々の生活や企業活動の中に浸透させていくため、さまざまな活動とのタイアップによる広報活動を展開するとともに、生物多様性に関するイベントなどを開催することにより、市民レベルでの関心を盛り上げます。（環境省）
- 特に2010年（平成22年）は、わが国でCOP10が開催されるとともに、国連の「国際生物多様性年」であることから、「国際生物多様性の日」（5月22日）を中心として、さまざまなイベントなどを開催することにより、生物多様性の社会への浸透を図ります。（環境省）
- 生物多様性をより端的に分かりやすい言葉で表現したコミュニケーションワード「地球のいのち、つないでいこう」をロゴマークとともに普及していくことで、国民に広く生物多様性についての認識を広めていきます。（環境省）
- 広く国民に対して、生物多様性に関するさまざまな情報発信を行うため、著名人などによって構成される「地球いきもの応援団」について、メンバーの拡充を行うなど、活動を推進・強化します。（環境省）
- 日常生活における生物多様性の保全と持続可能な利用に資する取組を分かりやすくリスト化して公表することにより、国民ひとりひとりの自主的な行動を促すような具体的な提案を行います。（環境省）
- 生物多様性に配慮した「賢い消費者（スマートコンシューマー）」を育成するため、国民が商品の購入やサービスの選択など、日々の消費活動などを行う際に、生物多様性に配慮した商品などであることを判断する目安や、行動によってもたらされる生物多様性への影響に関する情報提供を行います。（環境省）
- 毎年、生物多様性の状況及び政府が生物多様性の保全と持続可能な利用に関して講じた施策などを明らかにした生物多様性白書を作成し、国会に提出するとともに

- 「生物多様性」という言葉の「意味を知っている」「意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」人は、平成 21 年度に内閣府が行った世論調査では全体の 36% でしたが、その認知度を平成 23 年度末までに 50%以上とすることを目標とします。(環境省)
- 「生物多様性国家戦略」の「内容を知っている」「内容は知らないが、聞いたことがある」人は、平成 21 年度に内閣府が行った世論調査では 20%でしたが、その認知度を平成 23 年度末までに 30%以上とすることを目標とします。(環境省)
- 「生物多様性」という言葉が新聞紙上で用いられた頻度は、平成 20 年度で合計 736 件(朝日、毎日、読売)ですが、平成 23 年度には 1,000 件まで増加させることを目標とします。(環境省)
- 地方公共団体が、地域の自然的社会的条件に応じた率先行動、国の施策に準じた施策、それぞれの地域における企業や国民などの取組の指針作成、その他独自の施策を主体的に行えるよう「生物多様性地域戦略策定の手引き」の周知に努めるとともに、ホームページなどを通じて地域におけるさまざまな取組事例の紹介を行います。平成 22 年 3 月現在、生物多様性地域戦略を策定している都道府県は 6 県(13%)でしたが、COP11(2012 年)までにすべての都道府県(100%)が策定に着手していることを目標とします。(環境省)
- 都道府県、市町村が、流域圏などさまざまなレベルの空間単位を重視した地域戦略を効率的に策定するための指針について検討します。(環境省)
- 事業者をはじめ、国民、NGO、地方公共団体などの幅広い主体に対し、生物多様性民間参画ガイドラインを普及広報するとともに、事業者に対し活用促進などを働きかけます。また、わが国の取組を国際的にアピールするため、同ガイドラインを海外に向けて発信します。(環境省)[再掲(同節 2. 1)]
- 「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」のような、事業者が生物多様性に配慮して活動することを宣言する仕組みなど、生物多様性に配慮した取組に対する事業者のインセンティブを高めるための枠組みについて検討します。(環境省)
- 食料生産と生物多様性保全が両立する水稻作などの取組事例における生きものの生息・生育状況、周辺環境、営農履歴などを紹介し、農業者に取組への理解と意欲を呼び起こすとともに、生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表す「生きものマーク」の活用などを通じて、こうした取組への国民の理解を促進します。また、COP10 を契機として、わが国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信します。(農林水産省)[再掲(1 章 4 節 1. 1)(1 章 6 節 1. 1)]
- 全国各地で開催される環境関係の展示会に参画し、参加・来場する事業者に対し生物多様性に配慮した事業活動の推進を促すとともに、来場する国民に対し生物多様性に配慮した消費生活の重要性や企業活動に関する情報提供を行い、生物多様性に配慮した事業活動の活性化を推進します。(環境省)
- 生物多様性の保全に配慮した農林水産業の普及・啓発など、さまざまな主体の自主的な行動を促すための仕組みを検討します。(環境省、農林水産省)
- 各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッ

- 活動を行う民間団体と土地所有者、企業、地方公共団体などの関係者に情報を的確に提供し、関係者のニーズをマッチングするような仕組みなど、地域の主体の連携による生物多様性の保全の取組を促進する仕組みを検討します。(環境省、農林水産省、国土交通省)
- 人間のさまざまな働きかけを通じて自然環境が維持・保全されてきた地域については、行政、地域住民、農林漁業者、NGO、土地所有者、企業など多くの主体が協働して、自然環境の保全活動を地域に根づいた適切な維持管理方法で持続的に進めるための措置を検討します。(環境省、農林水産省)
- 生物多様性に関する一般市民の関心と認識を深めるため、さまざまな関係機関・専門家などと連携しながら、温暖化の影響による身近な自然事象の変化や野生生物の分布などに関する情報を広範に収集する市民参加型調査を実施し、その結果を広く情報発信します。また身近な生きものに着目したモニタリング制度を検討します。(環境省) [再掲(2章5節2.1)(2章6節1.1)]
- 多様な生物の生息環境としての河川の魅力を高めるため、河川整備計画の策定を通して住民意見を反映させていくことに加え、ビオトープの整備や水際植生の復元などの取組、川を活かしたまちづくり活動などさまざまな分野における市民団体との連携・協働を進めます。(国土交通省)
- 「2 経済的措置」、「3 自然とのふれあい」、「4 教育・学習」、「5 人材の育成」に示した施策を通じ、国だけでなく、地方公共団体、企業をはじめとする事業者、NGO、国民など多様な主体の自主的な行動や連携を促進します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)